

欧州危機の行方と日欧関係

(最新 EU 情勢)

2012年11月

JETRO ブリュッセルセンター

日本機械輸出組合ブリュッセル事務所長

住田 孝之

目 次

	ページ
1. 全般的動向	3
2. 経済情勢／経済政策	5
3. 金融・財政情勢と関連政策	1 4
4. 貿易政策	2 6
5. 環境／エネルギー政策	3 6
6. 競争法関連	4 4
7. 会計／開示／CSR	4 5
8. 知的財産	4 9
9. 日 EU の EIA（経済統合協定）	5 1

参考資料

1. 産業政策のコミュニケーション文書
（2012 年 10 月 欧州委員会）のポイント 6 4
2. EU と日本の貿易関係に関するインパクト分析レポート
（2012 年 7 月 欧州委員会）の概要 6 7

要約

- 経済の停滞は長期化し、雇用情勢はますます深刻に。
 - 金融危機は何とかクラッシュを回避しているが、綱渡りが続く。
 - 成長戦略への転換も具体策には乏しく、緊縮への反発も増大。
 - 貿易面では保護主義が台頭する反面、成長をもたらす日米との FTA への関心が増大。
 - 日 EU の FTA(EIA) 交渉開始合意まであと一步の状況だがフランスが依然後向き。
欧州委員会は、11 月貿易理事会までの NTM での「結果」が必要との考え。
 - 中国との関係は産業界を含め距離感が増大。
-

1. 政治、外交等の全般的動向

(1) 全般

危機の深化が EU 内部の結束を固める一方、財政緊縮路線への反発が増大し、地方選挙を含む主要国での選挙などで、そうした選択が具体的な結果となって現れた。仏ではラント¹政権が誕生し、緊縮財政と経済成長の両立に軸足を置く姿勢を強調している。こうした流れを受けて、これまでの危機対応の要であった独仏の結束が従来よりも緩やかなものとなり、今後に向けた大きな不安材料となった。

一方、9 月には、ECB の国債購入プログラム²の発表、蘭の総選挙における緊縮派の勝利、独憲法裁判所による EMS の合憲判断など、明るいニュースが続いたことから市場は一時的に安定した。しかし、今後のギリシアの扱い、西の支援要請のタイミングと内容、2013 年春の伊の選挙（モンティ首相の交代）など、波乱要因は多い。

EU レベルで、過去にないような大胆な政策判断が行われているものの、その後の実施に至るまでのプロセスにおける合意形成には時間がかかるため、市場も前向きなニュースについて過度な期待を抱かないように反応する傾向が出てきている。

内政への関心の集中から、外交面では大きな動きがなく、中国との 2 度の首脳会談では大きな成果がなかった。

なお、ファンロンパ³イ欧州理事会常任議長⁴の再任が 3 月の欧州理事会で承認され、ユーロ圏首脳会議の常任議長も務めることとなった。

10 月には、60 年以上にわたり平和や民主主義、人権の向上に貢献してきたとの理由でノーベル平和賞を受賞することとなった。

(2) 拡大・一体化とほころび

EU 成立後順調に続いてきた加盟国の拡大は一服。新たな加盟国となるクロアチアでは、2012 年 3 月に議会が EU 加盟条約の批准を承認し、2013 年 7 月に加盟が実現する。アイスランドは交渉を開始している。6 月の首脳会議では、モンテネグロとの加盟交渉開始で合意した。

セルビアは 3 月に加盟候補国として正式に承認されたが、5 月に実施された大統領選挙では、加盟の条件であるコソボの独立承認を拒否するニコリッチ氏が当選、夏には中央銀行の独立性を脅かしかねない法律が成立したことを受け、同法を撤回しない限り加盟交渉に深刻な影響が及ぶとの警告を欧州委員会が発するなど、加盟が遅れる可能性が高い。

上記の拡大の動きは、いずれもインパクトは小さく、また、トルコの加盟も望み薄であり、今後の大幅な拡大は難しい状況となっている。逆に、通貨危機を受けて、ギリシアのユーロ及び EU からの離脱を容認あるいは強く主張する声も増大してきている。

また、域内移動の自由に関しては、アフリカからの移民の流入を受けて、2012 年 6 月の内相理事会で、出入国審査を加盟国が復活する場合のルールを緩和し、EU の承認なしに長期にわたって国境審査を実施できることが合意された。議会の承認を経て実施される。法制化の手続きが遅れていることから、10 月には、独仏ベネルクス島の 6 カ国がバルカン諸国からの渡航者へのビザ規制の再導入を申請した。

加盟国内でも、一部の州などの独立の動きが増大している。10 月には、ベルギーで北部独立派が躍進。また、スコットランドでは独立を問う国民投票が 2014 年に行われることが決まった。11 月にはスペインのカタルーニャ州の独立を問う選挙が行われる。

欧州危機に伴う結束の強化や、成長のための域内市場統合の強化の反面、南北での違いは顕著になってきており、北の国が南の国をどこまで支え切れるかが今後の鍵を握るが、北の国においても経済に世界的な経済の減速の影響から、成長に陰りが見え始めている点が懸念される。

(3) その他

イラン制裁は、その後も次々と強化され、イランも対抗措置として英仏への原油輸出を停止したが、EU 側の制裁は強化され続けている。3 月には SWIFT を通じた決済情報の提供禁止に合意。原油取引への保険、再保険の引き受け禁止に

については6月末まではEU域外国への保険の提供が認められたものの、7月以降禁止が実施された。10月には、イランの銀行との取引の禁止、イラン産の天然ガスの禁輸措置の実施が合意された。

2011年8月以降、EU域内の資産凍結、渡航禁止、原油の禁輸措置、石油関連でのEU企業の新規投資、合併による関連事業の遂行の禁止などが行われているシリアについては、2012年に入ってから、電力プラント建設への参加禁止、ソフト、通信機器・技術の新規輸出入の禁止、シリア中央銀行への制裁対象の拡大、電子機器などの輸出禁止対象化など、累次にわたり制裁が強化されている。なお、8月には、対シリア制裁に違反して子会社が不正輸出を行った疑いで、日本たばこ産業に対して欧州委員会が調査を開始した。

長年経済制裁の対象となってきたミャンマーについては、政府の民主化推進策を評価し、4月には制裁の一部停止を正式に決定。企業や個人の資産凍結を1年間の期限付きで停止した。9月には、6月に遡ってGSPステータスを復活させる提案を欧州委員会が行った。

成長の源泉であり、EUとして依存度が高まっている中国は、存在感を増している。2月及び9月に首脳会議が開催されたが、2月には中国からの資金的支援の合意を取り付けることができず、9月は、冒頭から中国側が厳しい姿勢をとるなど、成果に乏しいものとなった。なお、9月の首脳会議では、中国が今後も危機支援で役割を果たしていく考えを示した。

2. 経済情勢／経済政策

(1) 概況

2011年第2四半期以降停滞し、失業率も引き続き最悪の水準。好調だったドイツ経済にも陰りが見られ、経済の停滞が長期化する様相。5月に発表された予想では、2012年はマイナス成長、2013年も低成長が続くとしている。

西欧のEU15か国とスイス、ノルウェーの2011年の倒産件数は17.5万件と2010年から0.3%の微増。失職者は150万人で7.1%の増加となった。

(2) 経済データ

① GDP

2011年第四四半期以降、マイナス成長またはゼロ成長が続いている。5月に発表された予測では、2012年の成長率はユーロ圏で△0.3%、伊西は△1%超、ポルトガルは△3.3%、ギリシアは△4.7%と大幅に下方修正された。2013年もユーロ圏で1.0%、EUで1.3%の予想となっている。

	前期比 (%)									
	2010	2011	四半期			2012		2012	2013	
	実績	実績	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	予想	予想
							実績	実績		
EU27	2.0	1.5	0.8	0.2	0.2	△0.3	0.0	△0.1	0.0	1.3
ユーロ圏	1.9	1.5	0.8	0.2	0.1	△0.3	0.1	△0.2	△0.3	1.0
ドイツ	3.7	3.0	1.3	0.3	0.6	△0.1	0.5	0.3	0.8	1.5
フランス	1.5	1.7	0.9	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.7	1.7
イタリア	1.8	0.4	0.1	0.3	△0.2	△0.7	△0.8	△0.7	△1.4	0.4
スペイン	△0.2	0.7	0.4	0.2	0.0	△0.5	△0.3	△0.4	△1.8	△0.3
UK	2.1	0.7	0.4	△0.1	0.6	△0.4	△0.3	△0.5	0.5	1.7

② 景況感

ユーロ圏景況感は、2011年2月（107.9）のピークから12月には93.3まで低下し、2012年1-2月に回復したものの、3月から再び悪化し、9月には85.0まで低下した。ドイツ企業の景況感は2011年10月をボトムに4月には109.9まで回復したが、5月以降低下が続き9月は101.4となった。

消費者景況感指数は8月に△24.6まで大幅に低下し、過去1年で最低の水準となっている。

景況感指数（長期平均=100）

	3月	9月	12月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ユーロ圏	107.3	95.0	93.3	94.5	92.8		89.9	87.9	86.1	85.0
ドイツ企業	111.1	107.4	107.3	109.8	109.9	106.9	105.2	103.3	102.3	101.4

③ 物価・雇用

インフレ率は、2011年終盤から2.5%前後で推移。生産者物価指数は6月以降1%台となっていたが、原油高に伴うエネルギー分野の急上昇で8月には2.7%となった。

2010年以降ほぼ10%だった失業率は2011年8月から悪化し、2012年3月には11%台に達し、悪化は止まらず6月から11.4%となっている。

	2010 年					2011 年					2012 年				
	9 月	3 月	6 月	9 月	12 月	3 月	6 月	7 月	8 月	9 月	3 月	6 月	7 月	8 月	9 月
消費者物価指数	1.8	2.7	2.7	3.0	2.7	2.7	2.4	2.4	2.6	2.6					
(前年同月比 % : ユーロ圏)															
生産者物価指数	4.3	6.8	5.9	5.8	4.3	3.5	1.8	1.6	2.7						
(前年同月比 % : ユーロ圏)															
ユーロ圏失業率(%)	10.0	9.9	10.0	10.2	10.6	11.0	11.4	11.4	11.4						

④ 鉱工業生産等

鉱工業生産は、2012 年に入ってからは一進一退で、7-8 月は 2 月連続でプラスとなった。建設業の受注は、2011 年 12 月に西の回復、独の好調で急伸したが、その後はマイナスが続いている。

	2010 年					2011 年					2012 年			
	9 月	3 月	6 月	9 月	12 月	3 月	6 月	7 月	8 月		3 月	6 月	7 月	8 月
鉱工業生産指数	△0.7	0.1	△0.7	△2.0	△0.8	△0.1	△0.5	0.6	0.6					
(前月比 % : ユーロ圏)														
建設業生産高	△8.0	△5.1	△11.0	1.0	10.7	△2.8	△2.6	△6.2	△5.5					
(前年同月比 % : ユーロ圏)														

⑤ 消費

小売売上高は、ユーロ圏ではマイナスが続いているが、EU 全体ではほぼ横ばい。自動車は 2012 年に入ってから特に落ち込みが激しく、9 月は 2 ヶ月のマイナスとなった。これまで好調だったドイツも 8 月にマイナスに転じ、9 月は△10.9%。フランスが△17.9%、イタリアは△25.7%、スペインは△36.8%と厳しさを増している。

対前年増を続けているのは現代、起亜のみで増加幅は 2 割。トヨタ、VW、ダイムラー、BMW が微減と健闘しているが、PSA は△13.5%、ルノーは△16.3%、GM が△19.9%、フィアットは△17.1%と厳しい。

欧州の小売売上高・新車販売の変動率（対前年同期比 %）

		2010 年 2011 年									
		9 月	3 月	6 月	9 月	12 月	3 月	6 月	7 月	8 月	9 月
小売	ユーロ圏	1.3	△1.4	△0.8	△1.2	△1.7	△0.1	△0.8	△1.4	△1.3	
	EU 27	1.4	△1.2	△0.6	△0.7	0.1	1.0	0.2	0.0	0.0	
自動車	EU25 か国		△5.0	△8.1	0.7	△6.4	△7.0	△2.8	△7.8	△8.9	△10.8

⑥ 貿易

2011 年は通年で、輸出・輸入とも前年よりも 12-13%伸び、収支はほぼ均衡。前年とほぼ同じ水準だった。中国への輸出が 21%、ロシアへの輸出が 25%伸び、輸入では、ロシアからの輸入が 22%伸びた。

2012 年 1-6 月期は、輸入がほぼ横ばいだったのに対し、輸出が前年比で 8%伸びた結果貿易収支がプラスに転じた。

ユーロ圏の貿易収支の動向（主要国別）（2012 年 1-6 月）

	ユーロ圏の輸出		ユーロ圏の輸入		収支	
	額	前年同期比	額	前年同期比	額	前年同期
	10 億€	%	10 億€	%	10 億€	10 億€
英国	113.9	+7	84.2	+2	29.7	23.7
米国	110.8	+12	76.5	+8	34.2	27.7
中国	61.2	+10	104.1	△2	△ 42.9	△ 49.9
ロシア	43.0	+17	72.9	+2	△ 29.9	△ 34.5
日本	21.5	+16	25.1	△7	△ 3.6	△ 8.3
計	921.5	+8	895.3	+2	26.2	△23.0

⑦ 投資

2011 年の対外直接投資は、約 3700 億ユーロとなり 2010 年から 2 倍以上に拡大。EU への投資も 2256 億ユーロとなり 2010 年から 2 倍以上に拡大した。ともに米国が最大の相手国（6 月）。日本へは 36 億ユーロ、日本からは 54 億ユーロ。

⑧ 企業の動き

経済状況の悪化に起因する大幅な人員削減や倒産が相次いでいる。特に競争力の乏しい製造業とりわけ自動車産業では、供給過剰の解消が急務となっている。人員削減では、

ルフトハンザ＝2014 年までに 3500 人（5 月発表）、

ハヤ＝2013 年末までに 1 万人（全従業員の 2 割）（6 月発表）、

エールフランス KLM＝仏で 2013 年末までに約 10%5000 人以上（7 月発表）、

PSA プジョー＝2014 年までに 8000 人（7 月発表）、

ドイツ銀行＝世界従業員の約 2%1900 人（7 月発表）、

フィリップス＝昨年発表の 4500 人に追加して 2200 人（9 月発表）、

フォード＝欧州で数百人の削減を計画（10 月発表）

などの数字の公表がさらなる不安をあおっている。

また、中国企業の勢い、価格競争に押されて、4月には太陽光パネルの Qセルズ が会社更生手続きの適用を申請して倒産。6月にはモジュール子会社を中国に売却した。エネルギー分野では、中国の長江実業が英国のガス供給会社 MGN 買収で合意した（7月）。

合理化、コスト削減などを目的とした企業提携、買収も増えている。

- ・プロジョーと GM が車台共有化などでコストを削減する包括的提携で合意（2月）
- ・UPS が蘭 TNT エクスプレス買収で合意（3月）
- ・日本電産が伊産業用モータ大手の ASI 買収で合意（4月）
- ・ルノー日産連合が、ロシア自動車最大手アトロス買収で合意（5月）
- ・サフが日中企業連合への売却で合意（6月）
- ・BMW が燃料電池の共同開発などトヨタとの提携を強化（6月）
- ・VW がポルシェを完全買収（8月）
- ・蘭ハイネケンが APB（アジアパシフィックブリューワーズ）の株式買収で合意（8月）
- ・防衛航空王手 EADS と英防衛大手 BAE システムズが合併交渉を開始したが（9月）、独仏伊3カ国政府が新会社の株主構成で合意できず破談（10月）
- ・PSA が物流部門の株式の 75%をロシア鉄道に売却の交渉（9月）
- ・独ティッセンクルップが自動車鋼板子会社を武漢鉄鋼に売却で合意（9月）

（3）経済政策

① 成長・雇用

財政緊縮路線は、成長への大きな足かせとなることから、各国の選挙でも緊縮中心の対策への不満が強く表れるようになってきた。こうした流れを受け、2月には、英伊首相など EU12 か国首脳は、EU 首脳に緊縮策よりも成長促進に目をむけるべきとの書簡（EIA についても夏前の交渉開始を求めている）を発出。3月の首脳会議では成長志向型財政再建、成長と競争力の促進などの優先課題が確認された。また、5月の非公式首脳会議では、成長戦略に関し、政策動員、欧州投資銀行への増資、雇用創造の必要性、成長のエンジンとしての国際貿易政策の活用を議論するとともに、ギリシアは財政再建策を履行してユーロ圏にとどまるべきとの考えで一致した。

雇用については、欧州委員会が4月に、雇用促進に向けた具体策（雇用パッケージ）を示し、加盟国に雇用減税や企業支援の強化により雇用を促すよう加盟国に求めた。雇用拡大が期待される分野としては、環境、医療、情報通信をあげ、技能向上への支援や職業安定所のマッチングシステムの拡充が国家雇用

計画に盛り込まれることを求めている。

- 6月の首脳会議では、「成長・雇用協定」が合意された。その主な内容は、
 - ・1200億ユーロの経済対策（EIBの融資能力拡大約600億ユーロ、交通・エネルギー・ブロードバンドインフラ分野で最大45億ユーロの追加投資、構造基金の550億ユーロを成長促進的な投資に活用可能）、
 - ・域内市場統合の強化（デジタル単一市場の深化、2014年までにエネルギー市場を完成。2012年末までに進捗状況を確認）、
 - ・バイの貿易関係の強化（星、加との交渉の年内終了、日本との貿易関係深化の取組みの継続、米国との2013年交渉開始目標に向けた作業へのコミット）

② 産業政策

欧州経済の停滞の中で特に打撃を受けているのが自動車産業。2012年に入ってから、域内の登録台数が対前年比5-10%減の月が続き、余剰設備は、少なくとも20%になっている。欧州自動車メカは、この解決のための工場閉鎖や人員削減を認めるよう働きかけ、欧州委員会は、3月にメカの負担増大につながる新たな規制の導入を見合わせる方向で検討を開始した。

6月には欧州委員会が自動車産業の競争力強化のための政策として、「CARS21」の報告書を発表。各国の政策に加え、EUとしては環境対応車普及のためのインフラ整備、EIBを通じたR&D支援、関税・非関税の撤廃、UNECE基準の改革、高速充電の規格標準化、CO2排出削減と競争力確保を両立させるスマートレギュレーションの導入などを掲げた。

10月には企業総局が産業政策に関するコミュニケーション文書を発表。新技術やイノベーションへの投資の円滑化、市場アクセス（域内市場・国際市場）、金融・資本市場へのアクセス、人材を4つの柱とし、特に6つの優先行動ライン（先進製造技術、主要 enabling 技術、バイベース製品、持続可能な産業政策・建設・原材料、低公害車、スマートグリッド）でのイノベーション・投資に焦点を当てた。またEU経済の再工業化を目指す方針を打ち出し、2020年までに製造業のGDPに占める割合を20%以上に引き上げる（現在15.6%）との目標を掲げた。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2012:0582:FIN:EN:PDF>

イノベーション関連では、企業のR&Dが2014年までの3年間平均で4%増加するとの強気の見通しを欧州委員会が示しているが、現在の厳しい経済状況の中で、その実現は疑わしい。政府の支出となるFP7の後継の研究開発プログラム（HORIZON 2020 7年間で予算総額800億€）については、ファンディングモデルの単純化が議論されている。9月には欧州の行政機関による革新的なイニシアティブのコンテストの要綱が発表された。既存のイニシアティブのうち優れたもの

を表彰する。

クラウドコンピューティングの利用拡大については、2013 年末までの標準規格の策定、EU 共通の認証制度の導入、標準契約条項を定めた約款の策定、公共部門における IT 関連支出の 20%をクラウドサービスに充てる、などを柱とする新戦略を 9 月末に発表した。

成長のための原動力となるアントレプレナーシップについては、7 月に企業総局が枠組み条件の改善と支援措置を盛り込んだ行動計画についてパブリックを開始した。

③ 調達

GDP の約 17%を占める調達については、2011 年 12 月の指令案（手続きの簡素化、迅速化と柔軟性など）に続き、3 月には新制度の導入を欧州委員会が提案した。EU 企業が海外の調達市場への進出が妨げられた場合、加盟国からの要請または職権で当該国の企業を EU の政府調達から締め出せるとの内容。

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/march/tradoc_149243.pdf

EU が公共調達の分野で市場アクセスを含む国際条約を締結している国の製品／サービス、後発途上国の製品／サービス、5 億ユーロ以下の契約、代替供給手段がない場合などは対象外となる。

制裁には 2 種類の手続きがあり、一つは、オープンでない国の企業からの個別の調達（当該 tender の 50%超の場合）を加盟国が制限することを欧州委員会が一定の場合に認めるもの。欧州委員会は加盟国からの申し出を受け、実質的な相互性のない国であると決定した場合などには制限を認める。決定は 2 ヶ月以内（2 ヶ月延長可）に行う。

もう一つは、欧州委員会が加盟国や企業からの要請がある場合などに、自ら調査を行うもの。調査は 9 月以内（3 ヶ月延長可）に行い、第三国の市場が制限的である場合は、その国と協議を開始する。15 ヶ月以内に満足のいく解決策が講じられない場合は、欧州調達市場へのその国からの製品／サービスのアクセスを制限するか、義務的な価格 penalty を科す（加盟国が受けた当該国からの提案の価格を義務的に増加させる）。

欧州理事会及び欧州議会での合意を得て、欧州委員会としては 2013 年後半に施行することを目指しているが、積極的にこの措置を導入したい仏に対し、独などから反対がある。

なお、EU の調達の実態については、7 月に仏ジャンス^o のメリン教授が発表した報告書によると、EU は域外からの調達の比率で見ると、日米などよりも調達の開放度が小さいとされている。

④ 原材料

3月に開催された原材料カンファレンスでは、EU 経済の中国依存の高まり、原材料価格高騰の一面を反映してか、産業界からも、原材料価格が高い方が資源効率が高まり競争力も強化される、二国間での協議が必要、といった中国寄りの発言が多く見られた。

しかし、EU が全体としてレアース問題への姿勢を弱めたわけではなく、日米欧3極の間で政治レベルの参加を含む第二回のWS（3月末、東京）では、3極での代替開発、省資源、リサイクル、鉱山開発に関する強い意志と消費国が中心となって協力していくべきとの認識が確認され、問題意識が共有された（第三回はEUで開催）。5月末には、2010年に続いて、貿易総局がレアースに関し、二国間交渉や日米など他国との協議による成果を特に重視した報告書を公表した。

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/may/tradoc_149515.pdf

6月には、中国の輸出規制に関し、日米とともにWTOにパネル設置を要請した。（後述）

また、独では、BDIの音頭で4月に「原材料企業連合」が設立された。主に、自動車、化学、金属、重工業の企業から成り、独産業界にとっての原材料の安定供給の確保を目指している。この設立の発表時に行われたセミナーには、メルケル首相だけでなく、外相、欧州委員も参加してリサイクルの重要性を強調した。

このように、原材料、レアースについては、中国への圧力を加える一方で、中国への依存を減らすためのリサイクルなどに力を入れる方向で日米と協調した対応をとっている。

⑤ 単一市場法

欧州委員会は、2011年4月に提案した単一市場法案（年内の欧州議会、理事会での採択を目指す。中小企業の資金アクセスや労働者の移動促進などに力点。）に続き、9月に第二の法案を提案した。単一市場における十分に統合されたネットワーク（エネルギー、航空、輸送、鉄道など）を発展させること、越境移動の促進（雇用、資金、起業家支援のための債務超過規則の近代化）、デジタル経済化の視点（決済サービスの効率化、高速通信インフラ整備、公共調達の電子請求書化）、消費者信頼感の強化（一環した製品安全、銀行口座の改革）が柱。具体的な措置のために必要な法案は2013年春までに提示される見込み。

⑥ データ保護、セキュリティほか IT 関連

2012 年 1 月に「個人データ保護規則」案が公表された。この規則は、個人データの取扱いに関する市民の基本的権利及び自由を保護すること、EU 加盟国間での個人データの自由な流通の確保の 2 点を目的としている。具体的には、

- ・域内規制の単一化・簡素化のため、指令を規則に変更すること、一国の承認があれば他国の当局からの承認は不要にすること、
- ・個人データ保護のため、個人の削除要求をデータ管理者が第三者に通知する義務（忘れられる権利）、情報を取り扱う事業者によるデータ漏えい時の通知義務（24 時間以内）・社内制度構築義務などを設けること
- ・第三国への移転（日本への人事・顧客データの移転等を含む）に関する手続と義務
- ・新たな制裁（100 万ユーロまたは全世界売上の 2%の課徴金）の導入

などを規定している。

域外事業者にも一部効力が及ぶため、日本を含む外国企業への影響も大きいことが予想される。このため、欧州において関心を有する IT 業界は、このルール化に関するロビーイングを効率的に行うため、データ保護に関する産業アライアンス（ICDP 俗称 coalition group）を設立。JBCE がこのメンバーに加わり、JEITA と協力して活動している。Amecham EU、Tech America Europe、Digital Europe などが参加。ICDP としても、また各団体でも条文修正案を作成中。JEITA は条文ではなく主張を明確にした意見書を準備し、11 月に欧州委員会に直接の働きかけも行う予定。

しかし、既に米国との関係ではセーフハーバールールによって現状維持との方向で内々当局間での話はついている模様であるため、日本が中心的に声を上げないと、日本企業のみが実質的な負担の増加に苦しむ結果になる懸念がある。

今後欧州議会選挙（2014 年春）までに改正案を成立させることがゴールの可能性が高いため、各政党での議論も行われる 10-11 月がロビーイング活動を行うのには適切。

これを含むサイバーセキュリティ全般については、日米欧 3 極での業界間連携活動を活発化しており、6 月にはサイバーセキュリティと貿易に関する WG をブラッセルで開催し、JEITA と ITI、デジタルヨーロッパが共同ステートメントを発出した。

また、日欧政府間では、2012 年 4 月に東京で意見交換を行ったほか、2012 年 11 月にサイバーセキュリティに関する会合を行う予定。

⑦ 消費者政策

欧州委員会は、5 月に今後数年の消費者政策を発表。財・サービス・食品の安全強化、消費者の知識の増進、法の執行の改善、社会や経済の変化への消

費者の権利・政策の対応の4点がポイント。

http://ec.europa.eu/consumers/strategy/docs/consumer_agenda_2012_en.pdf

(4) 予算・税

4月に発表された2013年EU予算原案において、歳出は前年比6.8%増加して約1400億ユーロとなった。これに対して、英仏などがインフレ率を上回る予算増額に反発している。

農業補助金と構造基金への支出のあり方や資金拠出メカニズムについて加盟国の隔たりが大きいほか、欧州委員会は予算案の下方修正は容認できないとしており、11月に臨時首脳会議を開催して議論することとなった。

3. 金融・財政情勢と関連政策

(1) 全般

経済状況の悪化を受け、金利は7月に史上最低の0.75%に引き下げられ、以降据え置かれている。経済の不振は、各国の財政状況を一段と悪化させる原因となっており、支援対象国は、ギリシア、アイルランド、ポルトガル、キプロス、スペインと順次拡大してきている。約束の実現を先伸ばししようとするギリシアについては、切り離しを主張する意見も強まりつつある。ギリシアの離脱は、直接的な波及効果は大きくないと見込まれるものの、スペインなどへの波及が致命傷になるのではとの懸念もある。

伊地方選、独地方選、仏大統領選、ギリシア総選挙など緊縮策への反発が増大し、「逆戻り」が懸念されたが、蘭内閣総辞職に伴う9月の選挙では、ルッテ首相が率いる与党が勝利し、反ユーロへの転換に歯止めがかかった。また、ECBによる新たな国債購入プログラムの発表、独憲法裁判所におけるESMの合憲判断が9月に相次いであり、これらは安定化に向けた大きな前進となった。

また、2012年6月までの半年で、主要71銀行が総額2050億ユーロの資本増強を実施し、銀行の状況は次第に改善しつつある。

しかし、スペインが依然としてEUによるコントロールを嫌って支援要請を逡巡していること、ギリシアをめぐるトロイカの判断の内容が依然として不透明であることなど、不安材料はある。さらに、EU経済の停滞の長期化、中国経済の鈍化などが、各国の財政状況、雇用情勢をさらに悪化させる可能性があることも大きな懸念材料である。

これまでの過程で以下の難しさが明確になってきた。

- ・金利政策なき経済政策（財政政策しか手段がない）での経済運営の難しさ
- ・財政再建、緊縮と景気減速、財政収入減少の負の連鎖
- ・「成長」への関心のシフトも有効な方策に乏しい。
- ・コンセンサス形成のために時間がかかり、首脳で方向性の合意後、細則の決定に時間を要する上、抜本的解決策を強いリーダーシップで実現するのが難しい。
- ・まじめで頑固なドイツなど北欧諸国と勤勉とは言えない南欧諸国の折り合えるポイントを見つけるのが難しい。

（２）主な出来事と対応の経緯

（2010 年）

- ・ 5 月 総額 7500 億€の欧州金融安定化メカニズムの枠組みに合意。
- ・ 8 月 欧州金融安定化基金（4400 億€）が始動。
- ・ 12 月 安定化メカニズムの恒久制度化（一部条約改正）が合意。

（2011 年）

- ・ 3 月 「ユーロ協定」及び、信用不安国への金融支援の拡充、欧州金融安定基金の融資枠引上げ（2500 億€→5000 億€）に合意。
- ・ 7 月 伊西の信用不安を受けて欧州金融安定基金の機能強化、ギリシアへの追加支援、危機状況以前での緊急融資の実施に合意。
- ・ 10 月 銀行の中核的自己資本比率引上げ（2012 年 6 月までに 9 %に）、欧州金融安定基金の融資枠の 1 兆€への引上げなどに合意
- ・ 12 月初 ECB が銀行に対する 1%での低利、無制限での融資実施を発表。
- ・ 12 月上旬 財政規律の強化に関する新協定策定に合意

（2012 年）

- ・ 2 月末 ECB による 2 回目の低利融資実施＝中小銀行を含め約 800 の銀行に総額 5300 億ユーロが供給
- ・ 3 月初 財政規律の新条約に英チェコ除く 25 か国が署名。
- ・ 3 月末 ユーロ圏財相が支援能力の 8000 億ユーロへの拡大で合意。ギリシア、アイルランド、ポルトガル以外に 5000 億の融資枠を確保。
- ・ 5 月 仏希の選挙結果を受けた臨時首脳会議で、財政再建と成長・雇用の両立を議論。
- ・ 5 月 西のバンクが政府に追加支援を要請
- ・ 6 月 ドイツ野党が、憲法裁判所に ESM の合憲性判断を要請。
- ・ 7 月 西（銀行）、キプロス（銀行及財政）が EU に支援要請。
- ・ 7 月 ECB は 7 か月振りに金利引下げ（0.25%引下げて 0.75%に）を決定。
- ・ 9 月 ECB ドラキ総裁が懸念国国債の無制限の購入を表明。

- ・ 9 月 独憲法裁判所が ECB について合憲判断。

(3) 主な対応のポイント

① 独仏のリーダーシップ

財政規律強化の新条約、ECB の低利融資などで 2012 年初以降市場は落ち着きを取り戻した。また、2011 年のユーロ圏 17 か国の財政赤字が前年から大きく改善し GDP 比 4.1%(前年 6.2%)となる(ギリシアは 10.3→9.1%、アイルランドは 31.2%→13.1%、ポルトガルは 9.8%→4.2%。スペインは 9.3%→8.5%)といった改善も見られた。

しかし、経済の停滞、仏希の選挙結果、西の銀行の破たんなど不安材料が次々と顕在化。特に仏でサルコジ大統領が敗れたことで、従来の独仏協調が変質することが懸念された。ラント政権は、少なくとも表面的にはメルケル首相と協調しているが、実際には距離が感じられる。6 月には、独仏に西伊を入れた 4 者で決める形を作ることを提案。西伊のリーダーを助ける一方で、国内政治基盤が脆弱な独を助けるために独が意思決定の実質的な主体であることは容認するなど、サルコジ大統領とは異なる戦略的アプローチを取っている。独仏の距離が開くことは、今後の EU の意思決定への大きな足かせとなる可能性がある。

② 債務危機対策の枠組み

銀行の危機への対応につき、欧州委員会は 6 月に新たな枠組みを提案。銀行の経営危機に備えた基金の創設、各国の銀行による総預金額 1%相当の積立、各国当局の経営介入権強化に向けた EU ルールの整備などを柱とした。また、同月の欧州理事会では、銀行監督の一元化や成長戦略に加え、債務危機対策では、ESM による銀行への直接支援及び国債購入を可能にすることで合意した(対策の総額は 1200 億ユーロ)。

③ ECB の国債買取りプログラム

借入コスト低下のために ECB の介入を増大させるべきとの議論が増大し、ESM への銀行免許の付与による国債購入拡大、ECB による債権購入プログラムの 2 つの方法が議論された。後者については、逆に経済改革の遅れをもたらすことも懸念されたが、西伊のスプレッドの上昇を受けて債務問題の解決の遅れがユーロ崩壊をもたらすリスクへの危機感が ECB でも増大。独連邦銀行の反対を押し切る形で、支援対象国の 1－3 年物の国債を無制限に購入する新たなプログラムを 9 月に示した。ただし、購入の条件としては、当該

国からの EU 及び IMF への支援要請と、EFSF による国債購入開始、財政再建計画の実施を求めている。このプログラムは、購入枠を制限しないものであったこともあり、市場には安心感が広がった。

④ ESM

発足が遅れた ESM は、10 月に発足した。融資能力は 5000 億ユーロで、資金規模を 2 兆ユーロに拡大する案も伝えられているが、実際にはそうした大幅な拡大は困難を極める。また、実際に救済基金をどのように使うかについては、今後具体的な交渉が行われることから、実施までには長期間が必要。また、救済の対象となる銀行は ESM が発足してから最初に危機に陥った銀行であるというのが独蘭などの考えであるが、これは 6 月の欧州理事会での合意を変更するものであるとの受け止め方も多く、この解釈をめぐっても引き続き議論が行われる。

(4) 主要懸念国別の状況

① スペイン

2012 年初の欧州中央銀行の低利融資をふんだんに活用して銀行の体質改善を図った伊と異なり、多くの銀行の不安が顕在化。経済は深刻で、ギリシアのユーロ離脱のような外的要因によって何が起きるか予断を許さない状況にある。

財政赤字については、2011 年の財政赤字が 8.9%と目標の 6%を大幅に超過。EU からの制裁も懸念されたが、スペイン政府は、2012 年の目標を当初 4.4%から 5.8%に修正し、EU 財務相会合は、5.3%とすることを求めることで合意（3月）、2012 年予算では、財政赤字を 270 億ユーロ削減することとなった（3月）。6 月には欧州委員会が、2013 年となっているスペインの赤字是正の期限を 1 年先送りすることを容認する姿勢を示した。

こうした動きへの市場の見方は厳しく、4 月には S&P が国債を 2 段階格下げ、ムーディーズは、スペイン 16 銀行の長期格付けを 5 月に一斉に引下げた。

その銀行では、国内四位のバンキアが、5 月には政府に 190 億ユーロの追加支援を要請し、政府が増資を引受けて株式保有割合が 90%となった。銀行監査により、これまで不透明だった不動産簿価があぶりだされ、第二、第三のバンキアが現れる懸念もあるとともに、地銀の体力の弱さが、十分な国債購入者不在の状況を作り、国債消化が苦しい状況が続いている。

スペインの銀行は国内不動産に過剰な exposure があり、バブル崩壊が不良債権を増大させるとともに、国内雇用を吸収してきた国内不動産業界の不振が高失業率を招いている。個人破産が米国のように generous に扱われ

ないことも消費を不振にさせ、負のスパイラルが続いており、脱却の糸口がつかめない。

こうした厳しい状況の下で自らの能力で銀行救済を続けることは不可能と判断したスペイン政府は、金融機関への資本注入を実現しながらも、厳しい条件を課されるような形での **bailout** は避けるため、銀行救済に限定した部分的な支援措置を EU に対して要請し、7月に支援総額最大 1000 億ユーロの支援措置が決定された。ESM の発足が遅れたこともあり、EFSF を通じて、銀行再編基金経由で各銀行に支援が行われることになった。スペインの銀行への **exposure** は、ドイツが最大で 430 億ユーロ、次いでフランス 190 億ユーロ、英国 100 億ユーロ。9月末に発表された銀行ストレステストによると、銀行の資本不足の総額は 593 億ユーロで6月の調査結果 620 億ユーロを下回り、政府は安堵している。しかし、銀行への 300 億ユーロの救済措置は、10月まで実施されていない。

6月末の首脳会議で EFSF と ESM が合意した重債務国の国債購入は、ユーロ圏の銀行監督の一元化が前提となるため、そのメカニズム作りの時間を考えると、スペインはこれをあてにできなかった。このため、スペイン政府は、8月に包括的な財政支援要請の検討を開始。バレンシア州、ムルシア州に次いで、カタルーニャ州も8月末に中央政府に金融支援を要請することを決定するなど事態はさらに深刻になる中で、ECB の国債購入プログラムの決定はスペインとしては朗報となった。しかし、スペイン政府はなおも全面的な支援要請を逡巡。9月末に新たな財政緊縮策（歳出の 8.9%減、増税など）を発表し、これをベースに、西政府と ECB の交渉が行われる。なお、スペインの負債の GDP 比は、2016 年末時点で 90.7%-110%と試算されている。

景気後退による財政再建の難航を見込んで、S&P は、10月にスペイン国債の格付けを2段階引き下げ、投資適格級で最低の BBB-とした。

② キリシ

2010 年 5 月以降 1100 億€の緊急融資が行われた。ギリシア政府は 2011 年 4 月に追加財政再建策（2015 年までに財政赤字を GDP 比 1%に）を発表したがさらなる支援が必要となり、厳しい条件を課そうとする独などとの協議の末、2011 年 6 - 7 月の首脳会議で条件付き二次支援に合意。しかし、その後の経済の減速などでデフォルト危機が迫り、同年 10 月の首脳会議で 50%の借金棒引きを含む 2 次支援に合意。ギリシア国内ではその条件への否定的な評価が多数を占め、首相の辞任と引換えの形で、暫定的な大連立政権を樹立して、支援策の受諾が確実となった。その後、棒引きメカニズムをめぐる政府と銀行の協議は難航し、3月デフォルト懸念も浮上したが、2月にユー

ユーロ圏財務相会合は、1300 億ユーロの 2 次支援に合意した。ギリシア政府は、2 月に国債の債務削減策に民間債権者に削減を強制する措置を盛り込み、民間投資家の約 86%分の債権者が債務削減に応じ、2 次支援の前提条件が成立して（3 月）、デフォルトの危機をひとまず脱した。

5 月には債務削減が完了（3 分の 1 程度圧縮）し、S&P も格付けを上げた。

しかし、5 月の総選挙後の連立協議は不調に終わり、再選挙はユーロ離脱の可否を問うものとなったことから、EU は、5 月末に臨時首脳会議を開催して、「財政再建策を予定通り進めることを前提にギリシアのユーロ残留を求める」ことで合意。6 月に実施された議会の再選挙では、財政緊縮派が過半数となり、第一党の新民主主義党のサラス党首が首相となった。サラス首相は議会での演説で、EU との再交渉においては、財政規律の上限である GDP 比 3%の達成時期を 2014 年から 2016 年に後ろ倒しすることに絞って交渉することを明言した。8 月末の独仏首脳との交渉では厳しい姿勢が示された。9 月末には 2013-14 年での歳出削減（115 億ユーロ）及び税制改正による歳入拡大（20 億ユーロ）を内容とする財政緊縮策に連立与党が合意した。この合意に基づき 10 月に提出された 2013 年予算では、年金支給、公務員給与の削減などにより、2002 年以来 11 年ぶりにプライマリーバランスを達成することになっている。

経済は大幅な停滞（9 四半期連続のマイナス）を続けており、失業率は 23%、若年で 55%に達している。8 月 ECB への償還は、実質的に ECB が新規債を引き受ける形で賄われるという綱渡り状況が続いている。

ギリシアのユーロ圏残留をめぐることは、期限どおりの履行なくしては支援を受けられないことを他の対象国にも警告する意味があるとして、独においては早期脱退を求める声も強い。直接的な exposure は小さいので波及は限定的との楽観的な見方もあるが、より深刻な危機の引き金を引くことへの懸念も強い。

トイバによる報告書の提出は 11 月にずれ込む見込み。

③ イタリア

2011 年 11 月初に IMF の監視下に入ることを決定し、モンティ新首相の下で着々と改革を実施。ECB の低利融資を最大限活用して銀行の体力回復を図ってきている。しかし、景気後退のため、4 月には、2013 年の財政均衡達成を断念し、1 年先送りして 2014 年達成を目標とすることにした。

モンティ政権は、6 月に財政再建計画と景気刺激策を盛り込んだ経済対策法案を閣議決定。政府系企業など国有資産の売却や人員削減による赤字削

減を進める一方、景気対策の柱として、エネルギー効率改善を目的とした改築の奨励制度、技能労働者雇用への奨励金などが盛り込まれた。

市場の評価は厳しく、7月にムーディーズが長期信用格付けを2段階下げ、あと2段階で投資不適格になる。

また、モンティの改革への評価は高いが、欧州経済の停滞が2014年までの赤字削減目標の実現を難しくする可能性が高い。大きなウェイトを占める自動車業界特にFIATの不振と米国へのシフトが国内雇用に不安をもたらすとともに、西ほどではないが厳しい状況にある銀行の貸し出し縮小が企業活動を圧迫している。さらに、政治改革が進まず、2013年3-4月のモンティ首相の任期後の選挙で旧態依然の政権に戻ることに懸念が台頭してきている。

④ ハンガリー

2011年11月にEU及びIMFに支援要請を行ったハンガリーは、事前協議を開始したが、欧州理事会は1月に「有効な財政赤字是正措置が講じられていない」と結論付け、欧州委員会が制裁を勧告。これを受けて財務理事会は、2013年1月から補助金の一部を凍結する方針を決定した。GDPの0.5%に相当するこの措置に対し、ハンガリー国債を多く保有する独、仏が即時発動に難色を示したため、3月に3か月間の猶予期間が与えられた。

ハンガリー政府は、3月には司法制度関連の法律の修正案を欧州委員会に示し、4月にはオルバン首相がバルローズ委員長に中銀の独立性確保を約束したことから、ハンガリーとの金融支援に向けた協議が再開され、6月には欧州委員会が財政赤字削減に向けてハンガリー政府が示した対策を有効と認めたため、制裁発動は回避された。

⑤ その他

2011年1月から支援を受けているアイルランドでは、改革が進み、2012年7月初に短期国債の入札に初めて成功。欧州委員会、IMF、ECBが7月に発表した財政再建に関する最新の報告書でも、財政赤字の削減が順調に進んでいると評価され、2012年の赤字のGDP比8.6%の目標の達成は確実とされた。

2011年4月に支援要請を行ったポルトガルでは、景気低迷による税収の減少で2012年度の財政赤字削減目標の達成が困難になったため、9月に追加の緊縮策として、労総者が負担する社会保険料の引き上げを柱とする追加再建策を発表した。しかし、労働組合などの大規模なデモを受けて、政府は社会保険料の引き上げを撤回し、他の措置での税収拡大を図ることと

した。EU 及び IMF は、景気悪化が予想以上に深刻なことを踏まえ、ポルトガルの 2012、13 年の財政赤字達成義務を 4.5%、3%から 5%、4.5%に緩和する旨 9 月に発表した。10 月には、2013 年 9 月に償還を迎える国債 100 億ユーロのうち 37 億ユーロの借り換えに成功した。

キプロスは、2012 年 3 月に支援を要請した。

(5) 金融機関・金融活動関連のルール

① 自己資本比率

財務理事会は 5 月、金融危機の再発防止に向けたバーゼルⅢに基づく新たな規則案で合意。コアティア 1 比率を現在の 2%から 2015 年までに 4.5%、2019 年には 7%まで引き上げることとし、各国当局がそれぞれの権限で自国銀行に最大 3%の上積みを目を課すことができることとした。

② 金融活動への規制強化

8 月に伊西の証券当局が投機的な空売り規制を一時的に（3 か月間）導入した。2 月に規制を中止して以来の措置となった。

ノンバンク系金融機関などによる「シャドー・バンキング」（銀行以外の金融業態の総称）については、欧州委員会が 3 月に一部取引に関する担保要件の強化や資本規制の適用などを内容とする規制強化案を提示した。

格付け会社規制については、輪番制の期間を原案の 3 年から 5 年に延長し、規制対象も一部の金融商品に限定するなど大幅緩和の修正案が 6 月に欧州議会経済金融委員会で承認された。

同委員会は、9 月には、機械的な取引による市場の混乱を防ぐための金融商品市場指令の改正案を全会一致で承認した。この中には欧州委員会が提案していた「アルゴリズム取引」という新たなカテゴリーを規制対象にすることが含まれており、すべての取引は発注から少なくとも 0.5 秒経過するまではキャンセル・変更できないとされた。

2010 年に欧州委員会が規制案を発表していたデリバティブの店頭取引については、中央清算機関での清算、報告義務などを課す規制強化法案が 3 月末に欧州議会で可決された。

また、7 月には、LIBOR の不正操作問題を受け、欧州委員会は罰則強化などの規制強化案を発表。欧州議会の経済金融問題委員会は 10 月にこれを承認した。2013 年 1 月の本会議で採決され、2014 年 1 月までに施行することが目指されている。

③ 金融取引税

フランスが提唱する金融取引税については、3月の財務相理事会では、賛否両派の議論が平行線。賛成は仏独伊西墺白葡希フィンランドの9か国。5月の欧州議会で早期成立を促す決議案が採択された。税制に関する政策決定は全会一致が必要であり、英国が強く反発していることから、決議では2015年の導入を提唱しつつ、一部の国だけでの先行導入にも言及した。

6月の欧州理事会でも議論され、数か国が2012年中の採択を視野に先行実施の手續を求めた。10月の財務理事会では、独仏など11カ国が導入を目指す意向を示した。11カ国中エストニアを除く10カ国が文書で欧州委員会に対して制度への参加を通告したことから、欧州委員会は10月にこれら10カ国が導入手續を進めることを承認した。欧州委員会がまとめる具体案に基づいて調整を進め、2012年中に合意することを目標となる。

(6) 今後

① 全般

ECBの国債購入プログラム、ESMの設立などのポジティブな動きで、全般的に若干落ち着きつつある。財政緊縮一辺倒から成長重視路線へのシフトも明確になってきた。また、ポルトガル、ギリシアのような削減義務の緩和を認める方向での現実的な対応が安心感を広げている。しかし、成長戦略は各国の施策によらざるを得ず決定打は見つけにくい上即効性がないこと、財政規律目標は多少後ろ倒ししても経済の停滞の中では重荷になること、高失業にあえぐ各国の国民のそれへの不満がますます増大していること、欧州経済の下振れによる財政緊縮の遅れが市場からネガティブに評価されること、これまで欧州経済をけん引してきた独も中国をはじめとする世界の他の国の経済の不振から経済の先行きに陰りが見え始めていることなど不安要素も増大している。

ギリシアが離脱するのか、スペインの支援要請が国内改革を伴う形でスムーズに行われるのか、イタリアの政治状況がどうなるか、南の国々の国内での反緊縮の声をマネージできるか、独自体が支援継続を放棄して逆にユーロを離脱するような議論にならないか、など今後も綱渡りでの運営が続かざるを得ない。従来のような独仏の完全な結束が薄れリーダーシップが弱まる中、大きな波乱が起きる可能性も否定できない。

② 独仏関係

雇用状況の違いから、独とそれ以外の国の立場の違いが顕著になってきている。南欧諸国の状況を前に、銀行への資本注入により事態の打開を

積極的に進めようとする仏に対し、経済の状況のよいドイツは、ESM や EFSF が銀行に直接資本注入することによる規律の低下を懸念。むしろギリシアのユーロ離脱を歓迎する意見が増大している。

ラント政権の成立以降、独仏関係の全般的な悪化は顕著で、両者は現時点ではさらに距離を広げつつある状況。より緊密な連携の必要性に両者が気づいて方向転換するまでに1年以上要する可能性が高く、修復が始まって元の状態に戻るまでも同様の期間がかかるのではないかとの見方も強い。これに伴う EU 全体におけるリーダーシップの弱体化は、事態が深刻になった際の大きな懸念材料となる。

③ ギリシアの離脱と波及効果

ギリシアの財政赤字は従来想定されていた 115 億ユーロを大きく上回る 200 億ユーロに達していることが9月には明確になり、トリスは厳しい事情は理解しつつも、これ以上の寛大な措置は想定していない。したがって、さらなる債権放棄が必要になる。

ユーロ圏の銀行のギリシア債権への exposure は十分減少しており、ギリシアのユーロ離脱は銀行のバランスシートには直接大きく影響しない。しかし、離脱を認める、促すことになると、単一通貨としてのユーロへの信認は心理的に著しく毀損し、葡、西、アイルランドなどにも影響が及ぶ可能性がある。独においては、「これ以上甘やかしても意味がなく、支援を打ち切るべき。」と離脱を望む声も増大しており、予断を許さない。

離脱の場合の影響について、ギリシア国内では、GDP22%減、standard of living55%減、失業率は34%に上昇、新通貨は65%の減価、32%のインフレなどのインパクトをもたらすとの試算を5月に国立銀行が発表している。

また、離脱の場合、ギリシア中央銀行が直ちにデフォルトすることになるがその与信総額は1080億ユーロであり、この影響は直ちに伊西に波及する。両国の欧州決済システム (TARGET2) へのネット借入れはそれぞれ2890億ユーロ、4340億ユーロであり、独がネット7510億ユーロの貸付けとなっている。

④ 銀行同盟

各国の債務危機を救うための大きなポイントとなるのは銀行同盟。西伊は、銀行の破たんは国の支援を必要とする結果、国の負債が増大するとの負の連鎖を招くため、それから脱却すべく、銀行と国の負債の分離を求めている。その前提となる銀行同盟の実現に向け、第一段階としての銀行監督一元化について9月に欧州委員会が法案を示した。ユーロ圏の6000行すべてを対象としている。

この案に対して独は、自国の中小金融機関を対象から外したいことから、各国の監督機関の権限を維持し ECB の権限を過度に拡大しないようにすることを主張しており、今後、この例外の設定が大きな論点となる。

また、ユーロ圏の銀行を対象とする法案でありながら、EU27 カ国の全会一致が必要であるため、銀行同盟自体にはポジティブなスタンスを取りつつある英も UK ベースの金融機関への監督権限を手放すことには消極的で、個別の論点で多くの反対が出る可能性も高い。

10 月の欧州理事会では、これらの妥協の産物として、銀行監督一元化のための法的な枠組みを整備する作業を 2012 年中に完了し、2013 年中に運用を開始することで合意した。

銀行同盟の実現に向けては、第二段階としての銀行の破たん処理のための共同基金の設置、第三段階としての預金保険制度の統一が必要である。しかし、統一預金保険基金については、問題国の借り入れコストの減少、他国のコストの増大につながるとして独などが慎重。なお時間がかかる可能性が高い。銀行同盟が完成すれば、ユーロ債に向けた一歩前進ともなる。

また、ESM の救済の対象が、ESM 発足後に破たんした銀行に限定されるのか、発足前の破たん行も対象となるのかの議論も引き続き波乱要因となる。

⑤ スペイン

銀行部門の破たんが明確なスペインは、銀行部門への支援を要請し、300 億ユーロの支援が認められたが、主要な州からの国への支援要請などもあり、本格的な bailout が必要であることは誰の目にも明らかになっている。しかし、厳しい制約条件を課されることを嫌気して、スペイン政府は本格的な支援要請を逡巡している。仏伊などの他の諸国は、西の救済要請が遅れることでリスクへの exposure が減らないことを懸念している。

ECB の発表で借り入れコストは 6.8% から 5.7% に下がったが、国民的な不満は nationalist 政党への支持増大につながっている。若年失業率は 50% を超えて民衆の将来への不安と不満は限界に達しつつあり、また、Catalan 州の独立に向けた国民投票の実施による政治的不安も増大している。

9 月に発表された銀行の資本不足総額は 593 億ユーロだが、Moody's はこれを否定し、700~1000 億ユーロと試算している。また、2013 年の GDP については、西政府が $\Delta 0.5\%$ と予想しているのに対し、多くのアナリストは $\Delta 1.5\%$ と予想しており、財政赤字の対 GDP 目標の 4.5% の達成は難しくなっている。S&P による格下げもこれが一因である。

自律回復がますます困難になる中、いつ、どのような条件でスペインが支

援要請を行うことになるのかが注目される。

⑥ その他

2012 年夏以降、中国経済の成長率が鈍化してきていることは、EU にとっても深刻な影響をもたらす。特にこれまで EU 経済を唯一引っ張ってきたドイツ経済は、中国への輸出、中国での企業活動に大きく依存しているため、インパクトは大きい。ドイツの失速が EU 経済全体のさらなる不振をもたらすとともに、ドイツにおける他国への支援余力を失わせる可能性がある。当面は、メルケル首相は、2013 年の選挙前に大きな混乱が起きることを極力回避する（我慢する）可能性が高いと言われるが、自国経済が不振となってもなお、EU 内からより寛大な支援を強く求め続けられる場合、ドイツ自体がユーロの枠組みから脱退するような議論を標榜する対抗勢力が台頭しないとも限らず、目が離せない。

そのドイツでは、低金利が続く中、不動産投資への資金流入が顕著になってきている。経済の好調を背景に、南欧諸国から多くの移民が押し寄せていることによる不動産への実需の増加が背景にあり、政府の監督も厳格であることから、バブルの懸念は大きくないとの見方もある。この行方と、EU 内での販売が減少している自動車産業の業績を海外での売上の伸びがどの程度カバーし続けられるかが今後の EU の経済・金融情勢全般に大きな影響を与える。

さらに、フランスでもパリで 9 月末に 4 万人のデモがあり、オランド政権への支持率がさらに低下するなど、不安要素が増大してきた。

中長期的な解決方法としてのユーロ合衆国、連邦化に関連しては、9 月にバローゾ委員長が、真の経済通貨同盟の実現のためには緩やかな連邦化が必要である旨議会で言及している。銀行同盟についても長期間を要するものであるが、経済ガバナンスに関するファンロンハイ常任議長の提案など、財政、経済、金融、政治同盟の強化への道のりを、一步一步進んでいる。欧州のこうしたスピードの遅さ、遅いながらも少しずつ良い方向に向けて変革しているという姿勢には、金融関係者も慣れてきたところはある、実態が改善しなくても足元では落ち着きを取り戻してきているのは、それが大きな要因と考えられる。

4. 貿易政策

(1) 全般

2011 年末に DDA が不成功に終わり、EU は、各国とのバイの FTA をより重視している。特に成長のツールとしての貿易自由化の活用観点から効果の大きい日米などの先進国との FTA に力点が移りつつある。途上国との間ではレベルアップ拡大のために GSP を大幅に見直して、反射的にバイの FTA の魅力を高めて惹きつける（中進国側の FTA へのインセンティブを高め、交渉を有利に進める）姿勢が顕著になってきた。また、経済の不振と新興国の台頭を背景に、政府調達に関する相互主義実現のための対抗措置法案や貿易救済措置改革案など、保護主義的なメンタリティが増大している。加えて、自ら失うものがある関税撤廃よりも、EU 単一市場の実現で自らは既に乗り越えたと自信を持っている非関税問題に焦点を当てる傾向も強まっている。

① 成長政策としての貿易

成長との関係については、5 月末の貿易理事会で「成長の 90%は欧州外であり、欧州の成長のためには貿易が重要である」との認識をデグト委員等が示し、7 月には、「成長の外的起源」と題する通商政策に関する報告書が発表された。

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=821>

この文書では、

- ・成長源泉たる新興国との関係強化の重要性の増大、サプライチェーンのグローバル化による貿易の変化
- ・ASEAN との FTA や中国との投資協定、日米との FTA 交渉開始の必要性
- ・継続中の FTA 交渉の現状と締結見込み、日本との FTA 交渉による欧州への利益と東アジアとのリンクの意思表示効果
- ・中国との関係強化を他の国との関係と同様な形で行うことのむずかしさなどを述べている。

② 途上国関連

3 月の外務理事会（貿易）の結論文書は、今後 10 年の貿易、成長、開発についての方向性を示した。

http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/EN/foraff/129019.pdf

この文書では、新たな GSP 規則の早期採択、ACP（アフリカ・カリブ・太平洋）諸国・地域との EPA の早期締結、途上国との FTA 交渉の進展、WTO における貿易円滑化、非関税障壁（NTB）、紛争解決手続き（DS）についての早期

解決、グリーン経済に向けた環境物品・サービスの関税、非関税障壁の撤廃等を求めている。

GSP については、適用対象国の大幅削減（176 か国（現行）から 80 か国へ。遅くとも 2014 年初から適用。）方針が 2011 年に示された。先進的途上国との FTA の加速要因にしようとの意図が明確であり、3 月には欧州委員会の提案に対する修正案が貿易理事会で示され、FTA に実質合意した国について最大 2 年間の猶予措置、対象製品の限定的拡大などが盛り込まれた。2014 年からは馬、露、伯、亜などが、2015 年からは泰などが GSP 対象国から外れることになるが、10 月の理事会で合意された現在の案文では、2 年間の猶予措置は新ルールの発効（2012 年末までの公示後 20 日後。2014 年 1 月の実施のタイミングではない。）までに実質合意（インシャル）した国が対象と解され、馬、泰などが救われない可能性が高い。馬、泰などの生産拠点から EU に製品や部品を輸出している日本企業には大きな影響がある。

③ 貿易収支

欧州委員会は、4 月上旬に、付加価値ベースの貿易額に関するデータベースを公表。デグト委員は、このアプローチでは、対中貿易赤字が減少する一方、対日、対加貿易赤字は増加すると発言している。もともと付加価値ベースの貿易額については、WTO で日本が中心となって研究成果を示したものだが、こうした考え方が今後どのようなコンテキストで使われるかについては注意が必要である。

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/april/tradoc_149337.pdf

一方、日本との貿易収支は EU からの自動車輸出の急増（対前年比 80% 増）を受けて 5 月に日本の貿易赤字となり、9 月まで 5 月連続の赤字を記録している。また、自動車セクターにおいても日本の赤字となった。

④ その他

貿易総局としては、貿易政策の重要なポイントは、1) 基準、環境、社会、ガバナンス、人権などを FTA に入れること、2) アフリカ諸国などと開発の観点を含めた EPA を進めること、3) 最貧国を対象とした GSP プラスのスキームの活用、としている。

(2) WTO 関係

① 米国関連の個別ケース

米国のボーイング社への補助金については、2011 年 3 月のパネル最終報告にお

いて WTO 協定違反との判断が下されたが、EU 側は、補助金総額が 240 億 \$ 以上（認定は 53 億 \$ 以上）として上級委員会に上訴。上級委員会は 3 月に、EU の主張を大筋認める内容の報告書を公表した。米政府は 9 月に公的支援策の見直しを欧州委員会に通知し、補助金を撤廃したとしていたが、欧州委員会はその内容を精査した結果として、補助金が撤廃されていないだけでなくさらに多くの補助金が不当に支給される恐れがあるとして、年間最大 120 億ドルの米国への制裁を発動することを WTO に申請した。当事者間協議でも米国が姿勢を変えなかったため、10 月に欧州委員会は WTO に対して履行^パネの設置を要請した。

エアバスへの低利融資（補助金）については、2011 年に上級委員会が、違法認定を大筋で支持する判断を行ったが、米側は、EU が勧告を履行していないとして、3 月に是正措置の履行^パネの設置を WTO に求めた。

② アルゼンチンほかの個別案件

アルゼンチン政府がスペイン大手石油会社傘下の YPF を国有化する方針を打ち出したことに対し、スペインは、4 月にアルゼンチンを WTO 提訴することを EU に求めた。欧州委員会は、アルゼンチンの輸入免許制度、輸出入均衡要求などが国際ルールに違反するとして、5 月に WTO に提訴した。

また、尼政府が 7 月に同国産の脂肪アルコールへのアンチダンピング^パ措置発動を不服として、WTO に EU を提訴したことを受けて、8 月には欧州側が垂及び尼産のバイオディーゼ^ル燃料への反ダンピング^パ調査を開始した。

ウクライナが 6 月に発表した輸入自動車に対^アするセーフガード^パ措置については、EU も強い懸念を共有している。

③ I T A^パネ

複合機、LCD モニター等の関税分類を不当とする^パネ報告は、日米台の勝訴で確定し、複合機については 2011 年 12 月に規則案が示され（多機能プリンターへの 2.2%カテゴリーを新設し、他は無税）た。LDC モニターについては対応済とされ、運用ガイドラインも示されなかったが、Flat panel display について、「コンピュータと接続して使うように設計されているもの」を無税とする新分類の設定が議論された。9 月の関税分類委員会での議論では、ADP (automatic data processing) machine と一緒にのみ使えるもののみ無税とし、他は 14%カテゴリーとしつつも、多くのものについて無期限の暫定無税または autonomous rate としてのゼロ税率とするとの提案があり、2013 年 3-4 月の理事会での採択を目指している模様。暫定無税ではなく、ゼロ税率であることが明記されるのであればよいが、具体的な提案内容をよく見極めて、不十

分な結果であれば履行パ・ルに進む可能性もある。

④ I T A改革

ITA の見直し・拡充については、欧州委員会が非関税問題(NTM)を交渉に含めることを主張し続けていたことから交渉開始合意が遅れていたが、4月末に、「交渉開始の際の文書に何らかの形で NTM を入れる」ことでEU加盟国が合意したことで全体が前進した。

5月中旬の ITA15 周年イベントにおいて多くの支持が得られたことから、主要国での交渉が開始され、NTB については別トラックで取組むとの認識も共有された。その後断続的に非公式会合を続け、7月の WTO/ITA 委員会の非公式会合では、日米欧等の統合リスト案に合意し、9月末にも技術会合、関心国会合が開催された。中国がリストを持って参加してきたことに伴い、各国ともセンシティブ品目を登録するモードになって交渉が進展しつつあるが、欧州は、一部品目について方針を転換して追加対象から外すことを主張している。11月初にはジュネーブでの公式会合が予定されている。

統合リストは、リストを提出した 11 か国・地域の品目の合算 (HS 6 桁) であり、共通リストではない。日本からは、新型半導体、デジタル機器、医療・通信機器、専用原材料、ネット接続可能な家電など 100 品目程度を提案。9月の会合で、それらに対する各国の支持の状況が明確化してきた。

欧州産業界では、8月末からデジタルヨーロッパが品目リストの議論を再開。ネット家電はサムソンが積極的。

10月初には東京で ITI 及び DE を招き ITA 拡大シナリオが開催され、品目や加盟国の拡大の交渉を1年以内に終了させることを求める共同声明が発出された。

(3) 日本企業への影響がある関税イシュー

① Duty suspension

LCD モジュールの Duty Suspension(域内で同一品の調達が困難な場合の暫定的な税率減免の延長については、ポーランドの技術的修正の提案を受けて Didigital Europe が最小限の修正に変更した案をベースに9月から議論され、10月時点では、2013年1月からの変更はないものとされている。

② IGBT モジュールの関税分類

欧州以外ではほとんどトランジスタ(無税)である IGBT モジュールが独蘭で有税のスイッチに分類され、過去に遡って徴税されている問題。日本は WCO で 2011 年 9 月に問題提起し、参加国の過半の賛成を得たが、欧州委員会は留保して

反論書を提出（7月）。日本からもこれに対する再反論を8月に提出し、2012年9月のWCOの委員会で再度議論された。この結果を受けてEU側での対応の変更が期待される。並行して、個別の税関での有税扱いについては、加盟国における裁判において係争中となっている。

③ ファーストセール

関税分類の判断時期に関し、最初の販売の時点とするか、より後の段階とするかの議論。欧州委員会は、ラストセールを基礎とするというのが基本的考えであり、2月にEU関税法の見直し提案の中でこの点にも触れている。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2012:0064:FIN:EN:PDF>

Valuation についての書き振りは現行とほぼ同様であり、EUへの輸出のための販売時点を基本としつつ、不明な場合はより前の段階のものでも可能としている。詳細規定の立法過程に関しては議会や理事会を巻き込んだ、より手間のかかるプロセスを求めている。修正案は、2013年6月24日までに採択される必要があり、完全な実施まで18か月の猶予があるため、最も遅い場合、現在のコードは2014年末まで有効となる。

（3） 非関税問題

先進国との議論、FTA などにおいて、非関税問題にさらに注力しているが、全般的な評価として、2月に欧州委員会が「貿易投資障壁レポート2012」を発表した。

<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/12/st06/st06802.en12.pdf>;

進展があった分野として、日本については医療機器、政府調達関連、中国については自主インベーション制度、原材料輸出制限に関するWTOパネルなどを挙げている。進展が見られない分野、新たな障壁、貿易阻害的政策については、中印伯亜の措置を特に大きく取り上げている。6月には、主要相手国の潜在的貿易制限措置に関する第9次報告書を発表。過去8月間に123の貿易制限措置が導入（対前期比25%増）されたとし、G20における保護主義撤廃の取組の成果が出ていないことを指摘している。

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/june/tradoc_149526.pdf

（4） バイの FTA の状況

① 交渉中の FTA

ウクライナ；3月末にFTAを含む連携協定に仮調印。交渉開始から約5年。
コンビア・ペルー；6月に包括貿易協定に署名

カダグ ; 交渉の最終段階。11月の閣僚レベル会合で実質合意の見込み。

シンガポール ; 交渉の最終段階。目指していた 2012 年前半の合意はできず、サービス（特にリーガルサービス、銀行）、原産地規則、GI などが残る論点となっている。欧州側は、シンガポールが TPP に注力していることも交渉を遅らせる原因になっていると見ている。10 月の欧州理事会では、カダグ とともに数カ月以内に交渉を終了することとされている。

マレーシア ; 2012 年中の交渉終了を期待

ベトナム ; 3 月末にスクーピング 文書がまとまり、5 月末の貿易理事会で交渉開始に合意して交渉を開始。

タイ ; 交渉前段階

インドネシア ; 交渉前段階

フィリピン ; 7 月にパートナーシップ 協力協定を締結したが、当面 FTA 交渉開始を留保。

ASEAN 全体 ; ミャンマーとの関係正常化を機に再開機運が強まっており、4 月にはデググット委員が前向きな姿勢を示した。2015 年のアジェンダに含まれている。

インド ; 2012 年末を目指し、6 月の閣僚レベル会合以降、精力的な作業を進めており、シニアレベルの会合を 9-10 月に開催する予定だが、見通しは明るくない。

メルコスール ; 停滞

② 韓国との FTA の実施状況

欧州委員会は、過去 4 年間と比較して 2011 年 7 月から 2012 年 3 月の韓国への輸出は 35% 拡大したとの試算を 6 月に発表。一方韓国政府は、2011 年 7 月からの 1 年で対 EU 輸出は 12% 減、自動車、自動車部品、石油製品等の恩恵品目の輸出は 20% 増、韓国の輸入は 13.5% 減とのデータを発表した。

最大の影響を受けているのは自動車業界で、フランス政府は、8 月初に、韓国車へのセーフガード 発動に向けた監視手続きの開始を欧州委員会に正式に要請した。これを受けて欧州委員会は、まず、2010 年と比較して韓国から輸入車は 23% 増、2011 年上期と 2011 年下期の比較では 24% の増、フランスの場合は 47% の増とのデータを提示した。欧州委員会は、「EU の韓国車輸入は、2012 年 1-6 月 41% 増加しているが、金融危機前を 37% 下回る水準であり、危機での落ち込みの反動」との見方を 10 月下旬に表明。EU 韓国 FTA の発効により韓国車の輸入が急増して国内メカを圧迫しているとした仏の

主張には根拠がなく、輸入監視措置発動の条件を満たしていないとして仏の求めを退けた。

一方韓国は、こうした動きに対抗して、EU の豚肉が大量に市場に流入して 1-6 月の売上が対前年比 30%減少したとして、支援策を適用することを 8 月に発表した。

(5) 中国との関係

① 全般

2012 年に 2 回の首脳会議を開催したが、必ずしも成果は大きくない。経済関係の深化の一方で利害の対立もさらに明確になってきており、下記アンダパンピング措置などを通じて両者の関係が次第に悪化してきている。中国側もこうした状況の下で投資協定などに消極的になり始めているものとみられる。

2 月の中 EU 首脳会議では、投資協定交渉開始は合意できなかったが、効果の認識では合意。そのほか、ハイテク貿易 WG の立上げに合意したが、レアースでは進展がなかった。

9 月の首脳会議では、中国の市場国認定、投資協定交渉の開始に合意することができず、保護主義的な政策を回避して相互に市場開放を求めることで合意するにとどまった。

投資協定については、双方がマニフェスト取得手続き中であることが遅延の原因とされるが、交渉開始には経済ハイレベル協議での合意が必要とされており、同協議の開催時期も未定である中、具体的な見通しは立っていない。欧州委員会、欧州産業界としては、市場アクセスを含む投資協定を目指している。一方中国側は、FTA を求めたが、欧州側は拒否した。

9 月の首脳会議と同時に開催されたビジネスサミットでは、ビジネスヨーロッパのトゥーラン会長が投資協定の早期締結を求めたほか、欧州側は KLM の CEO が航空分野での中国の過剰規制の是正を求めた。この会合では、中国側の手続き的な面での高圧的な姿勢が目立ち、欧州産業界の中国への違和感が増大した。

② 原材料・レアース

2012 年 1 月に、中国による鉄鋼、アルミニウム、化学品の原材料鉱物の輸出制限を協定違反と認定する WTO パネル裁定を上級審が支持。中国の頑なな資源ナショナリズムの動き（2010 年末の関税率引上げ（約 10%）、2011 年前半の輸出枠削減（約 35%）、2011 年 7 月のレアース鉄合金を含めた輸出枠の設定（＝実質削減））に対し、日米欧は 3 月にレアース、タンゲステム、モリブデンに関する中国の輸出規制に関する WTO 協定に基づく協議を要請。60 日間にわたる当事者

間協議において、中国に輸出制限解除の意思がないと判断したため、6月にはパネ設置を要請した。

中国側は、パネ設置要請の一週間前に中国はレアース産業に関する白書を公表。レアース産業への監視とコントロールの継続が環境問題と天然資源にとって不可欠であるとし、WTOのルールには引き続き従っていくことを示した。また、国内産業の統合、海外企業による環境管理やリサイクルへの投資を奨励している。

8月に中国は、国内レアース産業の管理強化のための新規則を発表。生産規模、装置、環境保護などの要件を定めており、7月から遡及適用した。過度な開発、過剰供給力、輸出規制に対する批判に対応したものだが、実際のねらいは価格統制にあると見られる。

今後はWTOパネの動向が焦点となる。

③ アンチダンピング等

太陽光パネについては、Solar World AGなどの欧州メカが7月に苦情を申立てたのを受け、欧州委員会は9月に調査開始を決定。対象は米の場合より広く、セル、モジュールだけでなく、ウェアも含んでいる。この決定は、その直前に訪中したメルケル首相から「アンチダンピング措置ではなく交渉による解決を望む」旨聞いていた中国の期待を裏切ることとなった。メルケル首相の発言をめぐっては、欧州委員会が不満を持ち、フランス政府もアンチダンピング措置を支持するなど、EU内での意見の違いが鮮明になっている。本件については、アンチ補助金の申請も行われた。

これに対して中国では、既に米韓メカへのダンピング調査を開始している多結晶シリコンにつき、中国メカ4社が、EUメカによる中国へのダンピング輸出につき商務省に8月に調査を申請している。

中国では、製造能力45-55GWのうち20GW分が対欧輸出であるため、アンチダンピング課税で欧州市場を大幅に失うことになれば、大量の中国企業の倒産を招くことから、交渉による解決を模索するとの見方も有力。また、20GW分が行き場を失って日本に流れ込めば、日本産業界としても深刻な影響がある。

通信機器については、欧州の主要メカは、中国でのビジネスが大きいため中国との関係を悪化させたくないこと、報復を恐れていることから申請を行わないため、デグト委員自らの強い意欲で、職権調査を開始する方針となった。夏前にも開始が予想されていたが、訪中前のメルケル首相からの自重要請で開始が遅れ、9月の中EU首脳会議直前になって、(首脳会議に向けたEU側の譲歩を示すため)デグト委員が調査開始にはより強い証拠が必要であると述

べ、調査開始判断には至っていない。本件は政治 이슈化したため動きが取りにくい状況にあるが、欧州委員会が調査開始を断念したわけではない。

そのほか、4月には、欧州自転車メーカーの業界団体が、中国の自転車メーカーへの有利な融資条件や税制が不当な補助金交付にあたるとして欧州委員会に調査を要請した。

一方、中国化学大手企業への欧州委員会の反ダンピング措置（1998年）を不当として中国企業が欧州裁判所に提訴し、その無効判決を不服として欧州委員会が上訴していた件は、欧州裁判所が一審判決を支持して欧州の敗訴が確定した。

（6） 米国

2011年11月の首脳会議で雇用と成長に関するハイレベルWGの設置が合意され、FTAに向けた議論が始まり、パブコメもいくつかのテーマで行われた。

米国大統領選挙の前の大きな動きの可能性は低いが、オバマ陣営もロムニー陣営もEUとのFTAに好意的であり、デグワト委員は、5月以降、「2013年早期に交渉を開始し、18月以内に終了」との目標を繰り返し口に出している。関税に集中したい米国とサービス、SPS、調達、GIなどに力点を置きたいEUとの間の妥協がどのような形で成立するかが当面の焦点となる。

ハイレベルWGの中間報告は6月公表された。

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/june/tradoc_149557.pdf.

そこでは、包括的な貿易協定が双方に大きなベネフィットをもたらすとされ、交渉開始後は短期間での結論を出すため事前の準備を注意深く行う必要があるとしている。両首脳は本報告書を歓迎し、WGができるだけ早く準備作業を終えるべきとするステートメントを公表した。最終報告は12月までに出版される予定。加盟国から大きな反対はなく、産業界から強い賛成があるため、10月には欧州議会が2013年前半の交渉開始・早期の交渉終結を求めるとともに、将来的にはEU-NAFTAの地域協定を視野に入れるべきとの決議を採択。10月の欧州理事会では、2013年の交渉開始を目指すことが明記された。2013年前半には交渉マンドート合意に至る可能性も高い。

TPPの動きを踏まえて環大西洋での枠組み作りへの真剣度が増しており、欧州委員会としては任期中（2014年10月末まで）の交渉妥結への期待を述べているが、実際の交渉になれば、農産物、チーズ、調達などお互い譲れない部分もあり、簡単には合意できないというのが大方の見方。また、産業界の中には、米EU、TPP、EIAが始まれば新しいWTOのようなものとなり、中国が孤立して焦るのではないかとこの見方も出てきている。

投資分野では、4月中旬に、両者の投資ビジョンに共通する投資原則に合意。オープンで透明性があり、非差別的な投資環境を維持することを政府に推奨する一方、公共政策目的のための規制権限は認め、海外直接投資を惹きつけるための政策措置を弱めるべきでないことを強調している。

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/april/tradoc_149331.pdf

(7) その他

① 紛争鉱物

コンゴなど紛争地域において紛争当事者の資金源となる鉱物を取引することに関する米国並みの開示規制の導入につき、欧州委員会は、2011年10月に透明性イニシアティブの改正案を示し、米国のドット・フランク法に類似する情報開示（採取業者から資源産出国への資金を把握するための詳細な報告の義務化）を盛り込んだ。

3月のカンファレンスでは、ドット・フランク法への賛成を示す欧州議会議員、透明性向上や EITI(採取産業透明性イニシアティブ)の重要性、欧州での同種のルールの実現への期待を述べるアフリカの参加者がいたが、産業界は、新たな義務の賦課に対して否定的。

9月には米国で SEC が最終規則を採択したが、これに後れを取りたくないとの意図から EU 内でも貿易総局などを中心に新たな法制化の検討を開始しようとの機運も出てきている。欧州産業界とともに、過度な義務を課す新たな法制化には慎重であるべきとのインプットをしていく必要がある。

② Trade remedy

欧州委員会は、2011年11月に trade remedy の見直し（約1年での改革案とりまとめ）開始を表明。3月には、貿易救済措置に関する独自の評価を公表した。

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/march/tradoc_149236.pdf

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/march/tradoc_149237.pdf

現行措置は、全体として効果的だが、所要期間の長さや高いコスト、国内生産システムへのフォーカス、制裁措置の脅威の増大などが問題と指摘。アンチダンピング、反補助金措置の利用に関する介入ロジックの確立、職権調査機能の一層の活用、関係者の協力義務、調査プロセスの短縮などを提案している。

欧州委員会としては、保護主義を求める声には影響されないこと、職権での調査開始の増加を望むこと、ステークホルダーの協力を円滑化すること、非拘束的なガイドラインを示して透明性を増大することなどの方針を示している。

が、ステークホルダーからは、職権調査でも報復のリスクはあり、政治化されることを懸念する声がある。

欧州委員会は 2012 年中に改正案を閣議了解して、2013 年初に欧州理事会及び欧州議会に示すことを目指している。

③ その他

欧州各国は、日本からの食品等への規制を 2012 年 10 月まで延長することに 2 月に合意した。10 月には、加盟国が放射能検査の緩和に合意。福島を除く 11 都県からの食品、飼料の輸入については、お茶、キノコ類、魚介類、コメ、大豆、小豆、一部の野草・野菜・果物に検査分析報告書の添付を限定（山梨県はキノコ類のみ、静岡県はお茶、キノコ類のみ）。アルコール飲料は、福島県も含め対象外となった。また、サンプルの抽出率も一律 5%に減らされた。11 月 1 日実施の見込み。

ミャンマーについては、国内状況が大幅に改善したことを評価して、再び GSP 対象国とすることとし、9 月には、同国が国際労働会議の決議を受け入れた 6 月に遡って、武器以外のすべての品目について無税無枠措置を適用することを欧州委員会が提案した。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2012:0524:FIN:EN:PDF>

5. 環境/エネルギー政策

(1) 気候変動問題

① 全般

COP17 では、法的合意に向けた特別作業部会の立上げ、2015 年中に作業を終えて 2020 年から発効させること、第二約束期間は、2013 年～2017or2020 年として、2012 年 5 月までに EU やノルウェーが削減目標案を提出すること、COP18 で議定書改定案を採択することなどが決まった。

EU 加盟国からは EU のリーダーシップについての前向きな評価もあり、さらにリーダーシップを維持するために 2020 年までの削減目標の深掘りが必要との意見が英独仏などからはあった。しかし、削減目標に関しては、欧州の国のみが提出義務を負うこととなるため、合意は容易ではない。

第二約束期間については、3 月の環境理事会で 5 年を主張する国も一部にあったものの、EU としては 2013-20 の 8 年とすることが合意された。

COP18 が大きなブレイクスルーにならないであろうことは、欧州議会に対して欧州委員会が明示的に言うようになってきており、同会合では、京都議定書

の継続、長期協力行動の作業の終了、今後3年にわたるダーバンプラットフォームの議論の枠組み作り、未だ約束していない国からの約束を取り付けることによる削減目標ギャップの解消、を達成するとの明確な目標をEUは有しているとしている。

なお、2010年の温室効果ガス排出量は、2009年比2.4%増となったが、それでも1990年との比較では、15.4%の減少。再生可能エネルギーの消費量が12.7%増加。2011年は大規模事業所、発電所などの合計で2010年比△2.0%、EU27か国で2010年比2.5%減、90年比17.5%減となり、EU15か国(08-12年に8%の削減義務あり)では14.1%減(90年比)となった。

5月にはボンでAWGが開催されたが、新枠組み交渉のためのプラットフォームを作るWGでは、議長選定とアジェンダ採択に2週間を費やし、実質的な進展は見られなかった。8月末からバンコクで開催された特別作業部会でも大きな進展はなかった。積極的な交渉の進展を望んでいる国が減っている。

② 削減目標

3月の環境理事会では、COP17の合意にしたがって5月までに提出する目標は、内部の負担分担を明確にし、これまでの気候・エネルギーパッケージによる各国の責務を超えるものとし、ないことに合意。

2050年までの工程表に含まれる20年時点での削減目標(25%)については、3月の環境相理事会でもポーランドが「国際的な合意がない状況で20年以降の新たな目標を設定すべきではない」として反対。20年で25%、30年で40%、40年で60%、50年80%の工程表の数字は、indicativeなmilestoneに過ぎないと明記すればよいではないかとの主張もポーランドは受け容れず、逆に英国等はこれ以上の妥協はできないとしたため、合意に至らなかった。

8月末のバンコクでの特別作業部会では、大量の余剰AAUの売り先確保の観点から中期目標を正式なものとすることをロシアが提案したのに対し、EUは、米加などとともに反対した。

③ 排出権取引制度に関する動き

排出権価格が下落している状況に対応して、今後のcertificateを減らして炭素価格を上げようとの試みについて欧州委員会から議会に提案が行われているが、産業委員会が了承する可能性は低い。

同様に供給を制限する取組みとしては、デューク委員が余剰排出権の扱い

について厳しい制限を設けることを主張したが、3月の環境理事会では、多くの国が反対し、第二約束期間に合意した国のみに有効との点だけが合意された。

一方、経済活動の停滞を受けて需要は低迷しており、オークション方式による排出枠の有償配分について13-15年で35億トンを予定していた入札が一部延期（16年以降に）された。自国の取引所が独自にシステムを運用する独英では、それぞれ10月、11月に前倒ししてオークションを実施。

需要拡大の観点からは、航空会社への排出量取引の義務化が最大の 이슈となっている（下記）。また、豪州政府との間で双方の排出量取引制度を連結させ、対象企業がいずれの市場でも排出枠を購入することができるようになることが8月に合意された。

④ 航空会社の扱い

1月から実施された排出量取引制度への航空会社の組入れ（海外航空会社を含む）には、各国が強く反発。2月下旬にはモスクに26か国関係者が集まり、日米中ロ印伯など23か国がEUスキームへの参加禁止、ICAOへの苦情申立て、飛行制限、課税などの8つの対抗措置を盛り込んだモスク宣言に署名した。

特に中国は、国内航空会社による排出枠購入を禁止したほか、自国の航空会社に働きかけた結果、3月にはエアバスへの発注が取り消された。

4月にはインドも国際交渉を決裂させる要因であるとして、国内航空会社がEUのスキームに参加することを正式に禁止。これらを踏まえ、EU発着定期便を有する航空会社のうち、中印10社が排出状況に関するデータを4月末の期限までに提出しなかった。

欧州議会でも国際的な反対を過小評価すべきでないとの意見があり、また3月の理事会では、仏が国際合意を踏まえた指令の見直しの可能性に言及。欧州委員会はEUルールに代わる国際的な合意が形成された場合にはスキームを見直す方針を5月に示唆した。

その後も各国での反対は続き、米国上院は運輸長官が国内航空会社に対してEUルールに従わないよう命じることができるとの法案を7月に可決した。

さらに、9月には、独仏西英の関係者とエアバス首脳が会談。他国との対立の深刻化によるエアバス社への打撃への懸念が共有され、見直しが示唆されたが、ヘドゴ委員（気候行動担当）は見直しを強く否定している。こうした状況を踏まえ、欧州委員会は、ICAOを通じたマルチのプロセスに重心を移しつつあり、中国との議論がエスカレートすることを回避しつつ、米国

も前向きになり始めた ICAO における進展があれば EU 法制を見直す可能性も出てきている。

⑤ 排出枠と競争力の両立

排出枠の割り当ては、エネルギー多消費産業の競争力に大きな打撃を与え、域内産業の空洞化を招くとともに、移転先でより多くの CO2 排出が行われて結果的に温暖化問題を悪化させることから、欧州委員会は、カーボンリーケージの可能性が高い鉄鋼、アルミ、製紙、化学、肥料などのセクターのコスト負担軽減のための助成のルールを 5 月に発表。2013-15 年には電力料金値上げによるコスト上昇の最大 85%（19-20 年には 75%）を補助することができることとした。同様の措置はノルウェーでも取られ、エネルギー集約産業（アルミ、鉄鋼など 15 セクター）に対し、9000 万ドルの補償制度を導入することが 9 月に発表された。

なお、8 月には、すべての加盟国から EU-ETS の第三期間（13-20 年）で規制対象となる施設のリストとベンチマーク方式に基づく排出枠の無償割り当てに関する実施計画が提出されている。

⑥ その他

2009 年に温暖化防止対策の一環としてバイオ燃料の利用拡大のための指令が施行された。これは、2020 年までにバイオ燃料を輸送用燃料の 10%以上に拡大することを目指したもののだが、欧州委員会は、原料となる食糧の価格高騰を懸念して、目標を引き下げる検討を開始した。これを受けて 9 月には、オーストリアが E10 の導入を凍結することを発表した。

（2）環境政策

① 全般的な方向性

6 月の Rio+20 への準備の過程で、EU では、プライオリティ分野や Sustainable Development Goals についての議論が多く行われた。具体的には、持続可能なエネルギー、水、持続可能な土地の管理とエコシステム、海洋、資源効率（特に廃棄物）などの観点から、明確な実施目標や行動分野を示していくことになった。また、持続的農業と持続的都市、および栄養の security についても今後議論が行われていく見込み。

② 各種物質の規制

欧州化学品庁は、6 月に REACH 規制の高懸念物質候補リストに 13 物質を追加。候補リストは合計 84 となり、生産、輸入を行う企業は、2012 年 12

月 17 日までに同庁に報告する必要がある。

9 月初には、高懸念物質候補リスト 54 物質について、年内のリストへの追加に向けた **public consultation** が開始された（10 月中旬まで）。

ナノ規制関連では、フランスが 2 月にナノ材料に関する規定を発表。報告システムとそれへの罰則を示し、2011 年 10 月に欧州委員会が示した定義を考慮している。2013 年 1 月から実施される。

③ その他

WEEE の新ルールが 8 月に発効。加盟国は、2019 年以降、国内で販売された。電子・電気製品の総重量に対して年間 65%の回収を義務付けられる。

エコデザイン指令については、空調に関する実施規則が 3 月に公布され、18 番目の品目となった。10 月から 11 月初にかけてビデオプレーヤー・レコーダー、プロジェクター、ゲームコンソールについてのコンサルテーションが行われた。

自動車関係では、乗用車と軽商用車の CO2 排出量を 2020 年までに現在水準と比べてそれぞれ 30%、20%削減することを義務付ける新たな規制案が 7 月に発表された。なお、EU 域内で 2011 年に新規登録された乗用車の CO2 排出量は、前年から 3.3%減少している。

また、環境総局が中心となって力を入れている環境フットプリントについては、手法論ガイドが示され、加盟国や産業界に対して推奨している。欧州委員会としては、少なくとも後数年（3-4 年）は義務化されることはなく、データ手法論が改善されれば、将来的に義務化の検討はあり得るとの立場。当面は、パイロットテストを通じて調査分析が行われる。

今後の大きな政策の柱となる資源効率については、6 月にポトリェック委員（環境担当）が「欧州資源効率プラットフォーム」の立ち上げを発表。今後 1 年間に行う緊急措置を提言するとともに、2014 年半ばまでに最終的な政策提言を取りまとめることが期待されている。

（3）エネルギー政策

① 全体の流れ

エネルギーロードマップ 2050 は 2011 年 12 月に発表され、その後もエネルギーミックスやエネルギー効率改善方策に関する議論が続けられた。9 月にはエネルギー効率化指令が欧州議会で可決された。

また、2020 年以降の目標やエネルギーミックスについては、2030 年に向けた枠組みを 1 年半以内に作ることとし、2013 年末までに欧州委員会として法的拘束力のある目標を含む提案を示すことが 4 月の環境・エネルギー大臣の非公式

会合で合意された。

エネルギーロードマップに関する欧州議会各党のポジションは分かれており、EPP は CO2 削減目標への特化、S&D は CO2 削減とエネルギー効率、再生可能エネルギーの 3 数値の維持、ALDE は再生可能エネルギーの 45%への引上げ、緑の党は風力、太陽光を電力の 50%超にすることに力点を置いている。9 月の欧州議会の委員会での public hearing では、多くの議員が、気候変動問題が EU のエネルギー政策に大きな影響を持ちすぎであり、安定供給や競争力にも注意が向けられるべきである旨、これまで以上に強くコメントした。

② 原子力政策

福島事故を踏まえた域内 143 原子力発電所のストレステストは、事業者によるチェック、各国からの中間報告を踏まえて 2011 年 11 月に欧州委員会が中間報告を公表。4 月に ENSREG(欧州原子力安全規制機関グループ)が調査結果をまとめた報告書を採択したが、第三国の専門家による立ち入り調査が進んでいないため、欧州委員会は、さらなる分析が必要と判断。追加的な調査を実施することとした。このため、6 月の首脳会議までに予定されていた最終報告は 10 月に公表された。その中では、ほぼすべての原発で改善が必要であり、最大 750 億ユーロが必要とされている。欧州委員会は、年内に加盟国から行動計画を提出させ、2013 年春にピアレビューを行い、2014 年 6 月をめどに改善策の進捗状況についての報告書をまとめる意向。併せて、2013 年初をめどに安全性に関する EU 指令改正案をまとめる方針である。

原発推進派の仏でもラント政権の下で原子力政策の見直しが見込まれる。

③ 再生可能エネルギー

再生可能エネルギー比率は着実に高まっており、1999 年から 2009 年にかけて 5%から 9%へとほぼ倍増。2020 年に EU における風力発電量は 2010 年の 3 倍超となり、電力需要の 15.7%を占めるに至ると予測している。なお、欧州風力エネルギー協会の発表による 2010 年の風力発電市場規模は 324 億ユーロで 2007 年から 33%の成長となっている。また、2012 年 1-6 月に新設された洋上風力発電設備の容量は 500MW を超え、前年同期の 1.5 倍になったほか、EU 内の風力発電容量は 9 月に 100GW を超えたとされる。

一方、財政難と中国の安価な製品の流入のため、各国でフィート・インタリは著しい縮小傾向にあり、また、ドイツの太陽光パネルメーカーが倒産するなど、今後の急拡大に向けては不安要素が増大している。

9 月の非公式エネルギー閣僚会合では、2020 年以降の再生可能エネルギーの目標などについて、突っ込んだ議論が行われた。西、デンマークなどは拘束力ある

目標が必要としたのに対し、ラトヴィア、フィンランド等はその前に十分な分析と評価を行うことを求め、英仏伊チェコ白などは一般的・自発的目標のみを支持した。瑞、蘭は CO2 削減目標に絞った議論をすべきとの立場。12 月のエネルギー閣僚会議での結論文書採択を目指し、議長国（キプロス）を中心に作業が行われている。

バイオ燃料については、食糧生産への影響を考慮して、輸送部門に使用される再生可能エネルギーのうち食用植物を原料とするバイオ燃料の比率を最大 5% に制限することなどを柱とする規制案を 10 月に欧州委員会が発表した。

④ エネルギー効率・省エネ

2020 の一部であるエネルギー効率の改善目標（2020 年時点で 20%）の実現に向けて欧州委員会が 2011 年 6 月に発表したエネルギー効率指令案については、欧州議会の委員会が 2 月に承認。欧州理事会との調停委員会で最終案がとりまとめられ、6 月に指令の内容に基本合意し、9 月の欧州議会で可決された。中央政府の建築物（総床面積 500 m² 以上、2015 年 7 月から 250 m² 以上）の省エネ改修（毎年床面積の 3% に相当する部分を改修）の義務化、大企業に対するエネルギー監査実施の義務付け（指令発効後 3 年以内＋その後 4 年ごと）、エネルギー供給事業者／小売事業者による前年販売量の 1.5% 節約の義務化などを規定している。

なお、省エネ建築の普及に向けては、住宅やビルの改修・補修への支援（低利融資、減税など）、労働市場の流動性向上によるイノベーション、建築システムの相互認証、設計基準の統一など 5 つの戦略を欧州委員会が 7 月に提示した。

ICT のエネルギー消費量及びカーボンフットプリント測定に関しては、情報総局（2012 年から DGCONNECT）が 2011 年 10 月から開始したパイロットテストについて、3 月に追加募集が行われたが、その結果は現時点で発表されていない。

環境総局は 2011 年 12 月に終了した製品の測定手法の比較可能性などの検討についてのパイロットプロジェクトを踏まえて、2012 年 1-4 月に持続可能な消費と生産に関する施策についてパブリックコンサルテーションを行い、その一環として環境フットプリントについても意見収集を行った。

⑤ ICT4EE

ICT4EE フォーラム（エネルギー効率のための ICT フォーラム。日米欧の協働組織で JBCE が創設メンバーのひとつ）は、2012 年中を目標に 2010 年から活動を行ってきた。ICT 製品のエネルギー消費・排出量と環境フットプリントに対する共通測定手法を策定し、政策提言を行うことを目指したが、2011 年頃から規制を急

こうとする欧州委員会と産業界との間での意見の隔たりが顕著になり、活動は停滞。ICT の定義、スコープ、測定手法を検討する予定だった WG1 は、国際標準化団体などで検討されている測定手法をどう活用するかについては、具体的な成果が得られず、2011 年 5 月以降活動が停止した。運輸・建築・スマートグリッドを中心に ICT による enabling 効果に着目する WG2 は、省エネ効果の大きい分野をまとめた。具体的な算定方法の策定には至らなかったが、4 月には、ITU-T の SG5 に対し、タリナー、ICT プロジェクトの定義、ICT プロジェクト例を公表して提案。これが ITU-T に取り込まれることをもって 7 月に活動の終了を宣言。政策提言をまとめる WG3 は、政策分析ツールの POLIWIKI を開発して 2011 年 11 月に公開した。

関連して、5 月初には、smart energy and sustainable ICT 会合が開催され、日本からは日立のゴマツル氏が参加。パネルの議論では、enabling 効果が強調され、規制でない手法が効果的との認識がかなり共有された。

先進的な取り組みを行っている日本産業界からは、グリーン IT 推進協議会の協力により多くのインプットを行うことができた。一方で、規制という形でしか成果を測れない欧州委員会との間でこの分野での問題意識や政策認識を共有していくことの難しさを再認識させられることになった。

今後、何らかの内部的なレポートをまとめるとともに、この枠組みを超えて、環境フットプリント、エネルギー効率政策、資源効率政策などの関連する分野で日本からのインプットを行っていく。

⑥ バイの協力

日本との協力に意欲的なエッティンガー委員は、6 月に訪日し、休眠していた日 EU エネルギー政策対話（資源エネルギー庁、エネルギー総局間）を開催した。原子力分野では、安全に係るストレステスト、規制面、廃炉に向けた技術などでの協力を、エネルギー市場自由化の分野では、太陽光・CCS・スマートグリッド・原子力安全などでの研究協力、レアース分野での日米欧での研究協力、エネルギーセキュリティ及び市場開発に関する対話などが合意された。

その際同委員からは「エネルギーと産業の双方を議論する会合」の開催が提案され、今後企業総局と内部調整して日本側と相談することとなった。

また、中国との間では、5 月にエネルギー分野での戦略的パートナーシップ構築に関する合意文書に署名。再生可能エネルギーや省エネ技術での EU から中国への支援の一方、中国側は投資環境や知財保護の整備による欧州企業の参入を円滑化することとした。

6. 競争法関連

(1) 全般

競争法は、欧州において大きな関心を集める分野でもあり、数多くの案件が話題になる。欧州の競争当局における運用に恣意性があるとは言えないが、最近では、欧州委員会の決定を不服とする裁判が特に目立つようになってきている。

日本企業からは、中国における競争法の恣意的な運用への懸念も聞かれるが、欧州企業では、中国をあからさまに批判しようとする動きはなく、セネなどでも、むしろ中国寄りの発言が目立つ。また、中国における独禁法の強化は、欧米の弁護士事務所としても仕事の妨であることもあり、批判することの合理性が小さい。

(2) 個別案件

① 不服関連

- ・マイクロソフトのスクイプ[®] 買収の承認を不服として、シスコシステムが欧州一般裁判所に提訴（2月）
- ・ゲーゲルのモトロウ[®]買収承認に関し、マイクロソフトは両社の競争法違反で欧州に苦情を申立て（2月）
- ・ドイツ証券取引所は、EU が NYSE との合併を認可しなかったことを不服とし（3月）、欧州司法裁判所に提訴（6月）
- ・マスターカード[®] は、国際決済手数料が EU 競争法違反とする欧州委員会決定（2007 年）を不服として控訴したが、5月に裁判所が決定を支持。8月に欧州裁判所に提訴。
- ・IAG による BMi 買収の承認を不服として、バージンアトランティック航空が提訴（9月）

② 制裁金支払い命令

- ・欧米とアジアとの物流に関し 14 社が国際航空貨物事業でカルテルを結んでいたとして、13 社に総額 1.7 億ユーロの制裁金支払いを命じた。日本企業の中国法人が 3 社含まれている。（4月）

③ 調査など

- ・スイスの資源大手 2 社の合併計画につき、欧州委員会が正式な届出を要請（2月）
- ・米国 UPS の蘭 TNT 社買収計画で欧州委員会が本格調査に着手（7月）

し、両社に異議告知書を送付（10月）

- ・米マイクロソフトが欧州委員会と合意した改善策不履行の疑いがあるとして欧州委員会が調査を開始（7月）
- ・ロシアのガスプロムが中東欧諸国で独占的地位乱用による価格操作を行っている疑いで正式調査を開始（9月）。プーチン大統領は対抗策として、戦略的企業への保護強化を内容とする大統領令を発出。

④ 承認案件

- ・ソニーの EMI グループ音楽出版部門買収計画を承認（4月）
- ・米 J&J のスイス医療機器大手シメス買収を承認（4月）
- ・仏電力最大手 EDF による伊電力2位エニールの買収計画を承認（5月）
- ・スイスの ABB が米エンジニアリング会社トマス&ベッツを買収する計画を承認（5月）
- ・BP、トタルなどエネルギー5社が LNG 生産事業を共同で行う計画を承認（5月）
- ・米電子部品大手ケメットの NEC トーキン経営権取得計画を認可（7月）
- ・米自動車部品大手のデルファイ子会社による、フランスのコネクタ大手の自動車部品部門の買収計画を認可（7月）
- ・英国エンジニアリング大手 GKN の瑞ボルボ航空宇宙用エンジン部門買収計画を承認（9月）
- ・スペイン政府によるバンクイ救済を暫定承認（9月）
- ・ユニバーサルミュージック G による英 EMI のレコード部門買収計画を条件付きで承認（9月）

7. CSR／非財務の reporting

（1） 全般

金融危機の教訓を踏まえ、財務一辺倒の情報開示を改めようとの動きがある一方で、企業業績の悪化から企業の負担増を嫌気する動きも強まっている。こうした状況の下で、欧州委員会によるルール化は原則主義をベースとした緩やかなものにするとの方向になりつつあるものの、検討に時間がかかっている。

GRI は、新たな枠組み案を示しているが、企業の負担を大幅に増加させる方向となっており、各方面から厳しい評価を受けている。

一方、「統合報告」に関する IIRC の動きへの注目は高まっており、コンバージェンスの不調で当面のリソースの振り向け先を探していた4大監査法人の思惑とも一致して、協力関係が強化されている。

(2) IIRC の統合報告アプローチ

注目が高まっているのは、IIRC(International Integrated Reporting Council)。財務と非財務を統合した報告の枠組み作り。これまでの特定の社会的価値の実現を背景とするグループではなく、会計、企業の発想を原点として、投資家を主たるユーザとし、財務情報以外の要素を重視しようとするアプローチで、英国の A4S (Accounting for Sustainability) と GRI (Global Reporting Initiative) が 2010 年 7 月に共同事務局となって創設した。

2011 年 9 月に統合報告に関する Discussion Paper を発表し、企業を「価値創造メカニズム」ととらえる考え方、価値創造の源泉としての 6 つの資本 (財務資本、製造資本、自然資本、人的資本、社会的資本、知的資本)、5 つの Guiding Principles と 6 つの Content Elements を示した。また、具体的な企業における先進的な取り組みを促すべく、2 年間の Pilot Project を 2011 年に開始。70 社以上 (日本からは武田薬品、昭和電機、新日本監査法人の 3 社) が参加して、9 月には Project の中間的な成果報告と方向性を議論する会合が開かれた。

また、Discussion Paper の中でさらに詳細化が必要となる 5 つの分野 (Materiality, Connectivity, Capital, Value, Business Model) については、内容を詳細化するための project を 5 月以降協力組織を募って実施。全体の柱となる Connectivity (企業の価値創造にとって主要な要素のつながりを明確にし、トータルなストーリーを描く考え方とその方法) のプロジェクトについては、WICI (World Intellectual Capital/Assets Initiative; 日米欧の関係者のネットワーク。METI が創設メンバーとして参加し、議論をリード。) が協力組織となって内容を検討している。

9 月に行われたパイロット企業の会合で配布され、その後公表された統合報告のプロトタイプ文書は、これまでの WICI や METI からのインプットの成果を十分に反映して、価値創造、ストーリー化、全体の total picture の提示、原則主義といった内容になっている。

2012 年末から 2013 年初にかけて、これらのプロジェクトの成果文書を公表した上で、2013 年春から夏に Framework 文書の草案を公表して幅広く意見を募り、2013 年中に提案としてまとめることを目指している。

日本からは、東京証券取引所、日本公認会計士協会が参加。世界では、IASB をはじめとする国際組織や 4 大監査法人などが関与の程度を強めており、関心の高まりがうかがえる。11 月には東京で IIRC の Council 会議を開催。

作業が進展し、関心が高まる一方で、内容についての争いも顕著になってきており、投資家中心の経済的アプローチに対して、社会的な sustainability を重視したい勢力からの巻き返しを図る動きも強くなっている。特に IIRC がより幅広い認知を求める観点から Rio+20 で周知活動を行った結果として、ESG

や CSR 関係者がより強い声をインプットするようになってきている。しかし、上記の9月のプロトタイプ文書では、価値創造、経済面中心の記述となっており、共同事務局である GRI のアプローチ（後述）とは大きな溝ができつつある。また、関心を持っている財務関係の団体（IFRS など）の思惑は、あくまで財務報告の補足としての位置づけである点も懸念される。

また、事務局組織には、各団体や監査法人などからの派遣で働いている者が多いこともあり、ひとつの文書をまとめていくことに多くの時間がかかり、また、会計出身の人たちが多くいることで単純化したアプローチを好む傾向があることが、本来複雑な内容とならざるを得ない統合報告の考え方とどのように折り合いをつけていくのかも、今後注目される。

- （注1） A4S:イギリスのチャールズ皇太子が環境資産・自然資産の消費（による企業活動の賦課）の見える化（財務諸表への記載）の観点から開始したプロジェクト。
- （注2） Discussion Paper の作成の上で参考にされたのは、南アのガイドライン、IASB の Management Commentary に関する実務文書（2010 年 12 月）、PWC(Price Waterhouse & Coopers)の提案、WICI の新たな Business Reporting の枠組み、A4S の CRF (Connected Reporting Framework)、GRI など
- （注3） Guiding principles は、「戦略に焦点を当てること」「未来志向であること」「ビジネスモデルと内的外的要因の結びつき方を示すこと」「ステークホルダーの関心に答えるものであること」「有意義で信頼性に足りかつ簡潔であること」
- （注4） Content Elements は、「組織概要とビジネスモデル」「機会とリスクを含む事業環境」「戦略目標と目的達成のための戦略」「ガバナンスと役員報酬」「各種の資本へのインパクトを含む量的質的パフォーマンス」「将来の見通し」
- （注5） 南アではヨハネスブルグ証券取引所が上場企業 450 社に対して 2011 年 2 月期から統合報告書を義務化している。この背景となったのが、「統合報告の枠組みに関する Discussion Paper」であり、財務と非財務の要素を単なる結合ではなく「ステークホルダーに対して組織の簡潔な見解を提供し、戦略・リスク・ビジネスチャンスに関する情報を統合し、それらを社会・環境・経済・財務の課題に関係づける」ことを求めている。

（3） 欧州委員会（域内市場総局等）のイニシアティブ

欧州委員会では、域内市場総局を中心に「非財務情報の開示」に関する方針を策定しつつある。2011 年 4 月にとりまとめたパブリックを踏まえて、2012 年前半に発出されることが予想されていた何らかの法制化提案を含む指令案は、2012 年末までには発出される可能性が高い。これまでの議論では、原則主義（開示の義務を設けるが、詳細は定めない）をとる、義務に従わない場合は説

明する、基準や指標を作成することはせずどの枠組みで開示するかは企業が選択する、といった方向性が共有されつつある。しかし、開示の制度化自体が自己目的化しつつあり、企業総局が引っ張ってきた競争力を重視した内容ではなく、中身には立ち入らない **broad** な枠組み法となる可能性もある。

他方、ドイツは、こうした規制に反対しており、対抗策として **German Sustainable Development Code** を設定。より開示内容が充実する方策を模索している。

また、2011 年 10 月に発表された CSR 戦略に関する新たなコミュニケーション文書 http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item_id=5752&lang=en の中でプライオリティの 1 つとされた人権分野については、2 月に企業総局が 2012 年中をめどとして「UN ビジネスと人権に関する指導原則」実施のためのガイドラインを発出することとした。中小企業の意識向上のためのものと、職業紹介事業、石油・ガス業界、ICT の 3 セクターを対象とするガイドラインの計 4 つが予定されている。

このうち中小企業に関する人権ガイドラインは夏にドラフトが示され、9 月まで **public consultation** が行われた。

http://www.global-csr.com/comments_draft_eu_guide.html

(4) OECD

OECD は、2011 年から 2 年間のプロジェクトとして「新たな成長源泉—無形資産」を開始。2012 年 5 月の閣僚理事会では中間報告を提示した。**Reporting** については、主に叙述的な報告によって非財務要素・知識資本の評価を改善することが **priority** であること、WICI など民間ベースの（幅広い視野の）枠組みがあるが、ESG など他の（特定分野に関する）レポートングコンセプトによって十分な発展ができていないこと、いくつかのセクター別 **KPI** をベースに無形資産を報告に盛り込んでいくことが企業のコミュニケーションを助けること、などを述べている。2013 年春には最終報告が示される。

(5) GRI (Global Reporting Initiative)

GRI は、6 月、現在の **reporting framework** である G3 の改定版としての G4 の案を公表して意見聴取を行った。今回の意見聴取は、従来の仕組みからの変更部分（**materiality** への力点、**supply chain** 全体を通じた考え方、**management approach** の重視など）に絞ったもの。これらの変更の趣旨は、従来の G3 の欠点を補正する意味で方向性としては望ましいが、**materiality** と言いながら、GRI が **material** だと考えるような社会・環境のトピックへのインパクトを重視していること、**supply chain** 全体に対象を広げようとするあまり、通

常の企業では関知しえないような部分までの詳細なデータを求めていること、開示項目や指標が極めて多岐にわたり、企業の開示コストを大幅に増加させるものになること、など懸念点が著しく多い。

加えて、GRI は IIRC の共同事務局でありながら、G4 の最終発表は IIRC の枠組み文書の発表と競合する時期（2013 年春）を予定しており、両者の関係がしっくりいっていないことで、企業が混乱させられる結果になることも懸念される。

（6） 今後の動きと対応

ESG などへのバイアスが最も小さいという意味で、IIRC の動きが注目される。これまでの様々な要請に基づき作成されてきた多数の報告書の作成負担が軽減され、かつ、長期の投資家を中心とする「企業の持続性」を重視するステークホルダーとの有意義な対話を可能にする効果とともに、企業自身が自らの強みを自信をもって主張するためのツールとなることが期待される。

IIRC の動きには、当初から GRI も強くコミットしていただけない、欧州委員会も早期に結果を出すことを期待していたが、GRI との競合関係が明確になりつつあり、また、枠組みの提示は最速でも 2013 年であり、早期に何らかの非財務開示に関する法制化を実現したい欧州委員会の作業スケジュールとあわなくなっている。このため、欧州委員会の文書においても IIRC への言及はあってもその位置づけは後退しつつあり、むしろ欧州委員会は独自のきわめて緩やか非財務情報開示に関する法制化提案を近々行う可能性が高まっている。

したがって、短期的には、欧州委員会の法制化において、各企業が自由度の高い形で、また（日本企業の場合に）追加的なコストを伴わない開示が認められるようになることが重要。

その場合でも、段階的に内容を詳細化していく法制化のアプローチが取られる可能性があることを見越して、その場合に影響力が大きくなると考えられる IIRC の議論において、日本的な経営手法の良さをそぐことなく、かつ、開示コスト削減やコミュニケーションの円滑化を実現できるような枠組みでの合意が行われることが重要になる。

8. 知的財産

（1） EU 単一特許

2011 年 3 月に 25 カ国が承認して新制度の導入が確定した EU 単一特許制度に関しては、紛争に関する裁判所の場所に関して本部機能をパリにおき、特

定分野事案を扱う専門の期間をロンドンとミュンヘンに置くことで合意が成立し、2014 年にも単一特許制度が創設されることとなった。

(2) ACTA

難産の末 2011 年に合意が成立した ACTA（模倣品海賊版防止条約）について、EU は 2011 年 12 月に参加を承認し、2012 年 1 月に EU 及び 22 加盟国が署名した。しかし、市民団体の間でプライバシーや言論の自由の制限への懸念が広がり、欧州議会もこれに呼応。欧州委員会は、4 月に ACTA の EU 法整合性について欧州司法裁判所に判断を求めることとし、そのお墨付きを得て議会を説得する姿勢を示した。一方欧州データ保護監視官局は、プライバシー及び個人情報保護の観点から EU 法に抵触するとの見解を示した。

これらを受けて欧州議会は、司法裁判所の判断を待つべきとの欧州委員会からの要請にもかかわらず、6 月の国際貿易委員会に続き、7 月 4 日の本会議で ACTA の批准案を圧倒的な多数で否決。欧州議会が加盟国が承認した国際条約を初めて否決する例となった。これに対して欧州委員会のデグト委員（貿易担当）は、EU 司法裁判所の判断を待って対応を検討すると述べている。

ACTA は 6 カ国が批准すれば発効するため、EU の批准がなくても発効は可能だが大きな市場を有する EU が批准しないことのインパクトは大きい。欧州委員会は、引き続き批准に向けた意欲を示しており、議会のメンバーが新しくなる 2014 年夏以降に再度議論するのが現実的との見通しを持っている。

欧州議会は、リスボン条約の下で自らの権限、存在感を示すための格好の材料として ACTA を使った形になった。

(3) 著作権

欧州委員会は 7 月、著作権の共同管理と越境ライセンスに関する指令案を発表した。著作権管理団体に、技術的能力、著作権使用料の支払い迅速化などを義務付ける内容になっている。

(4) その他

7 月に公表されたところによれば、2011 年に EU において押収された模倣品や海賊版は、1.1 億件、13 億ユーロ相当となり、中国製が全体の 4 分の 3 を占めた。最も多かったのは医薬品、次いで、包装資材、たばこなど。

9. 日 EU の EIA（経済統合協定）

（１）これまでの全体的な流れ

① 2011 年 5 月の定期首脳協議まで

2009 年の首脳会議での合意に基づき、いくつかの非関税案件（のちに 4 つに特定）の作業が開始。2009 年 10 月の韓 EU の FTA 仮署名で、日本産業界からの FTA 待望論が高まり、2010 年の首脳会議での共同研究開始を目指したが、独仏伊などの反対のため実現できず、合同ハイレベルグループの下での共同検討作業（関税も含む）を行い、2011 年の首脳会議で次のステップを決定することに合意。

当初の 4 案件については 2010 年 12 月に合意したが、合同ハイレベル会合を通じて EU 側は非関税案件（27 項目）を提示。日本側はいくつかの進展をもって 2011 年の首脳会議での交渉開始を目指したが、欧州側は先送りの姿勢を続けた。2011 年 3 月の震災を機に、英国を中心に日本へのコミットメントが必要との認識が EU 内で広がり、早期交渉開始合意に動き出したが、独仏は依然慎重姿勢を続けた。このため、結果的に 2011 年 5 月の定期首脳会議では、EPA 交渉開始のためのプロセスの開始、スコーピング作業の実施、交渉権限の取得を並行して実施、との点が合意された。

これに先立ち、議会では日本のロビーイングが功を奏し、日本のコミットメントを前提として E I A 交渉を支持する決議が可決された。

産業界では強い反対の自動車業界（ACEA）の影響でビジネスヨーロッパは反対。欧州ビジネス協議会（EBC）は賛成。産業別では、化学工業連盟、デジタルヨーロッパなどが賛成していた。

② スコーピング作業とマニフェスト獲得に向けた動き

2011 年 7 月から開始されたスコーピング作業では、取り上げる項目、野心のレベルにつき検討。当初作業目標とした 2011 年 11 月の G20 の際の交渉開始合意は実現できなかったが、欧州側は次第に作業の進展を評価。特に産業間対話や行政刷新会議を通じて EU 側の NTM 要望項目のいくつかが解決される状況に満足し、2012 年 5 月にスコーピングの終了を宣言した。欧州委員会は、マニフェスト文書を各国に提示し、EIA に好意的なデンマークが議長国を務めている間の 6 月の欧州理事会で前向きなメッセージを出して 7 月初の定期首脳協議を目指した。しかし、自動車業界の反対は激化し、それを受けたタケノコ委員（産業担当、伊出身）の反対のため欧州委員会内部での手続きが遅れ、マニフェスト案の決定は 7 月中旬にずれ込んだ。このため、6 月末の欧州理事会の結論文書では、英国などが積極的に交渉開始に向けたメッセージを示そうとしたが、日

本との関係は「貿易関係の強化に向けた作業を継続する」との記載にとどまった。

欧州委員会が決定したマニフェスト案は7月下旬の貿易政策委員会（TPC:欧州委員会と各国貿易担当との会合）で各国に示され、9月中旬から議論が再開された。

③ 主な背景状況

ここまでの過程で、EIA への支持の動きの背景となったのは、

- 1) フランス最大関心事項のひとつであった牛肉の輸入再開に向けた検討の開始。(2011年12月から)、
 - 2) 調達における透明性向上の努力＝英語サイトを立上げ(11年4月)と具体的なエアバスなどの成功事例の浸透、
 - 3) ユーロ危機を通じて成長論が再認識され、貿易自由化＝海外市場・資本の重要性の認識が拡大したこと、
 - 4) WTO 活動の停滞による二国間交渉への意識の高まり、
 - 5) 行政刷新会議などを通じてこれまでになく各省が検討を進め、自動車整備工場、食品添加物、酒の卸売免許、エアバッグに関する規制などで進展があったこと、
 - 6) 産業間対話において予想を超えて日欧の産業界が関心を共有できることがわかったこと
- など。

一方、交渉開始への道のりが円滑に進まない原因となっているのは、

- 1) 震災後増大した日本へのシパシーの薄れ、
- 2) マニフェスト取得プロセスで主役となる加盟国（特に仏伊西蘭など）の経済停滞に伴う保護主義的な意見の増大、
- 3) 欧州委員会主導の意思決定に権限意識から待ったをかけたがる欧州議会の存在とそれへの欧州産業界からの強力なロビーイング、
- 4) 最大の理解者である英国の EU における孤立、
- 5) 変化を嫌うフランスの影響力が大きいこと など。

また、TPP の進展は、欧州を前に動かす力になるとともに米欧の FTA を加速させることにもなるが、TPP への日本の参加がなかなか実現しないことは、EU 側に時間的な余裕を生んでいる面がある。

(2) 主要なプレイヤーの状況

① 欧州委員会

2012 年に入ってもスコーピング作業における欧州委員会の姿勢は厳しく、非

関税問題における進展、鉄道の調達に関する 2011 年 12 月の約束の履行などを強く求めてきた。3 月のスコピング会合で作業の終了にめどをつけたかったが、その結果についても欧州委員会は不満であった。

しかし、4 月に日本において行政刷新会議の中間報告が示され、その中で欧州側の関心案件であった自動車整備工場の設置要件緩和、食品添加物の承認、酒類の販売免許に関する規制緩和、自動車分野での国際基準の採用、医療機器に関する規制緩和など多くのものを取り上げられ、特に最初の 3 案件については、具体的な成果が近い将来に出ることが確実となったことで、欧州委員会の姿勢が変化。ユーロ危機の中で成長戦略の数少ないツールとして貿易自由化に頼らざるを得ないという事情もこれを後押しした。

4 月下旬には、これまで EIA について慎重なコメントの多かったデグワット委員（貿易担当）が、公の場（欧州議会の国債貿易委員会（INTA））でポジティブなコメントを行った。

こうした流れの中でスコピング作業は加速し、5 月末の会合では、スコピング文書本体、非関税措置に関するロードマップ、鉄道の調達に関する文書に合意することができ、これらをもって作業が終了した。この時点で欧州委員会は日本側に説得される立場から、マンドート（交渉権限）の取得に向けて日本とともに加盟国を説得する立場に転換した。

その後速やかにマンドート文書の欧州委員会案を決定することが予定されていたが、イタリア及び自動車業界の強いロビーイングを受けたタニ委員（産業担当）が反対。持ち回り閣議ができなくなるとともに、閣議において主要国が反対してマンドート案が否決されるリスクを恐れ、欧州委員会は閣議を 7 月中旬に設定して、その間主要委員への根回しを行った。

7 月初には日本で行政刷新会議の最終報告書が閣議決定されたが、当初一部の文言の変更につき欧州自動車業界が煽ったことを受けて「後退ではないか」との懸念を持った欧州委員会も一応は納得し、これを説得材料に使うことになった。

ぎりぎりまでタニ委員との折衝が続けた結果、7 月 18 日にマンドートを欧州委員会の閣議で決定し、7 月 27 日に貿易政策委員会で説明して、加盟国との実質的な議論を 9 月中旬から開始。

しかし、協定の実施については、7 月にデグワット委員が「交渉開始から批准までに 5 年程度かかる可能性」に言及し、9 月にはドナルディ貿易総局長が「協定（の実施）は早くても 2018 年」と述べるなど、長期戦を想定している者もある。

② 欧州理事会及び貿易政策委員会（TPC）

2月のTPCでは仏などいくつかの国が具体的な成果がないとして不満を表明。3月の外務理事会の議論では、欧州委員会も含め慎重論が多く、デグナ委員は、多くのNTBについて日本が動くことをベースにスコーピングを終えるかどうか決める旨発言した。このように、4月までの加盟国の会合では、スコーピング作業の進捗状況についての欧州委員会からの説明が初タイプだったこともあり、英蘭などのEIA推進派の声は少数派で、独仏伊などの消極派に加えて、中小国も消極姿勢が強かった。

5月に入り、TPCでの欧州委員会の説明がポジティブなものになると、独仏伊がマニフェスト付与手続きに入ることに明確な反対を示した。月末の貿易理事会で欧州委員会はスコーピング報告書を各国に提示した際にも独仏伊から慎重な意見があった。

9月の貿易政策委員会では、独、仏、伊、西、希、ポーランド、スロバキアなどが非関税障壁（NTB）での日本の更なる対応を求め慎重な姿勢を示したのに対し、英、瑞、蘭、デンマーク、アイルランドなどは、NTBの成果は、交渉を通じて得られるものとして、11月の貿易理事会でのマニフェスト（交渉権限）付与を主張。

各国からの意見は9月末に締め切られ、11月29日の貿易理事会で閣僚レベルでの議論が行われる。

③ 欧州議会

5月中旬からスコーピング作業の終了が視野に入り、マニフェストの議論が近付いたことから、自らの影響力を示したい欧州議会は、新たな決議に向けた動きを本格化。欧州自動車業界の激しい反対派に対し、従来からの日本側派も踏まえてEIAに積極的な議員との間で意見が対立。

ドイツの議員などを中心とする前者は、スコーピング作業の結果に対するレポートの作成を長期間かけて行うことを主張し、後者はすぐにマニフェスト付与を認めるべきとの主張で対立。両者の妥協の結果として、6月に「議会が意見を言うまでは交渉開始マニフェストを付与すべきでない」旨の決議を圧倒的多数で可決した。同時に賛成派は（ガック議員を中心に）、マニフェスト案に対する決議を早期に採択すべく動き始めた。

決議に法的拘束力はないため、欧州委員会や欧州理事会がこれに縛られることはない反面、議会の意見を見無視してマニフェストが決まることになると、議会もその後の批准に向けて反対せざるを得なくなり、欧州委員会としても困った立場に立たされることから、マニフェスト決定の時期（10月から11月）を見据えて、議会がその前に意見を表明することにより、両者の顔が立つ

ようにしたものである。したがって、反対派にとっても十分な決議とは言えないが、欧州委員会との権限関係をより重視したものと解釈される。

デグト委員は、この決議の直前に「9月までに議会が意見を示さないなら、交渉プロセスに入る。」との強い調子での発言しており、両者の顔が立つ方策を強力に示唆していた。

ガック議員は6月末時点で新たな決議案（マニフェスト案に対する意見）を今後のスケジュールとともに提示。日本との関係強化の経済的必要性、日中韓 FTA や TPP に遅れを取るべきではなく、交渉開始マニフェストを付与すべきとした。同時に、非関税問題や調達についての日本の高いレベルでの努力を求めており、交渉中にそれが不十分な場合は、議会・理事会の意見を聞いてから交渉を停止すべきこと、スコーピング作業で合意されたロードマップを上回るコミットを得ること、センシティブ分野での競争激化への適用に十分な時間を与えるステージングと調達及び非関税の障壁除去とのリンク、などが書かれている。

国際貿易委員会 (INTA) には、7月中旬に正式に提案された。7月の INTA の会議では、ECR 及び ALDE が賛成、S&D 及び EPP、特に独のカスパー議員、伊の Susta 議員など自動車業界のロビーイングを強く受けている人が否定的だった。また、賛成派も交渉開始後1年経過した時点で日本の努力が不十分なら交渉を中断するとのビュー条項に賛成した。

9月には、INTA 委員長主催のセミナー（双方の産業界も参加）や日本に関するモニタリング会合（欧州のいくつかの産業界が参加）でも、欧州自動車業界以外は賛成との方向性が明確になった。また、欧州委員会のポジティブな説明に加え、マニフェストの付与が議会による決議後になる見通しが立ち、議会としてのムツが立つ状況になってきたことから、各会派は交渉開始には前向きな姿勢を示し、交渉の過程でも意見を言う機会を確保するとの方向に転換した。

マニフェスト文書に関する決議については、93 の修正案が出され、マニフェスト付与に反対するもの、特定の非関税問題における明確な進展を交渉継続の条件とすることを求めるもの、捕鯨などにかかわるものも含まれていた。

なお、日本側産業界を中心としたロビーイングでは、賛成派への資料の提供と説得に加え、主要な議員とのディベート、懇談を頻繁に実施している（カルニエッ議員、ハーバー議員、マティン議員—産業界（2月）、カマル議員—自動車業界（5月）、ハーバー議員、ガック議員、ブロック外交委員長、シャルトモゼ議員、ザルバ議員—IT 業界等（6月）など）。

④ 各国

賛成派の中心は引き続き英、蘭、スウェーデン、デンマークなど。2月下旬には英蘭が伊西なども巻き込んで 12 か国の首脳が共同書簡をバローソ委員長及びファン

ロンパイ常任議長に対して発出。成長戦略としての8分野を示し、日本との FTA 交渉を（条件つきで）夏までに開始すべきとしたが、これは実現できなかった。

<http://www.number10.gov.uk/news/joint-letter-to-president-van-rompuy-and-president-barroso/>

反対派の中心となってきたのは独仏伊だが、特に仏伊の状況は引き続き厳しい。

伊では、思わしくない経済状況、雇用への悪影響の懸念から、モンティ首相は3月末の日伊首脳会談でも、日本のさらなる努力を求める厳しい発言を行った。また、8月末に伊を訪問したデグハト委員に対しても、厳しい発言を続けている。産業界では経団連を脱退したものの引き続き影響力の大きい FIAT の反対のため、経団連も厳しい姿勢を崩すことができないでいたが、9月の欧州議会国際貿易委員会のセミナーに出席したイタリア経団連は、（交渉開始）1年後の見直しプロセスへの参加や交渉終了前のインパクトアセスメントの再実施を主張しており、交渉開始自体には反対を述べなかった。一方、9月末の貿易政策委員会では、伊の代表は仏とともに交渉開始に向けた詳細な条件を示した。

独では、自動車産業の声が経団連の消極姿勢の中心となっており、4月初の日独電話首脳会談でもメルケル首相は、FTA の重要性への賛意とともに日 EU 双方が柔軟性を示すべきとし、日本側のさらなる努力を求めた。一方独の4大産業の一つである電機の業界団体である ZVEI は、8月にポジショニングを発出し、すべての非関税障壁の除去を成功の条件とする旨を示した。従来 ZVEI は消極姿勢だっただけに、慎重ながら賛成に転じたことは、その後の経団連の議論でもポジティブな影響を与えているが、現時点ではコンセンサスは形成されていない。ただし、独で本当に EIA のポジティブな意義を感じている産業界は少なく、依然として自動車業界の強い反対の影響力は大きい。それでも9月末の貿易政策委員会ではこれまでよりは前向きなニュアンスでの発言があった。また、産業界では自らが保護主義と批判されることへの警戒、TPP に取り残されるリスクなどへの警戒も出始めている。

依然として最大の反対派は仏。5月までは大統領選挙への影響を恐れて何ら方針決定ができず、それ以降は自動車業界の不振、国内雇用問題の深刻化を背景に保護主義的姿勢を強めており、EIA にも反対の姿勢を崩していない。上記の牛肉輸入自由化問題の動きだけでなく、トヨタや東レなど大規模な新規投資案件も次々と生まれているが、フランス政権は、「新政権になってからの成果が必要」とさらにハードルを上げている。

8月には韓国からの自動車輸入急増に関して欧州委員会に「監視」措置の

適用を求めたが、欧州委員会は拒絶（10月）。仏政府は遺憾の意を示した。

9月には仏ブリック大臣が、（EIAに限らず一般的に）FTAを受け入れる条件として、相互主義、仏の雇用へのプラスの効果、社会・環境要求への配慮、効果的なセーフガードの4条件を記したコミュニケを発表。欧州委員会だけではなく英独伊などにも呼びかけている。そうした中で、牛肉の輸入に関するブリッソン調査会の9月の報告、パブコメの結果を受けた正式報告（10月）などの日本での進展は、ポジティブなインパクトがある。

それでも仏は、雇用への影響、食品・農産品分野の非関税措置（牛肉、食品添加物等）、公共調達、医薬品を関心分野として挙げ、交渉開始遅延への言いがかりをつけ続けている。ブリック貿易大臣も含め、鉄道調達における日欧の数字を単純な比較するなど、ポジティブな議論をしており、自動車業界の意見書も、説得力ある内容にはなっていない。

仏産業界の中でも、繊維、化学、電機など賛成はも出てきており（自動車、鉄道、機械が反対）、ラント政権も前政権よりポジティブな姿勢を示しており、9月のブリック大臣のコミュニケも、交渉開始自体には反対しないとの仏政府の姿勢を暗示しているのではないかとの見方もある。

しかし、プジョーの工場閉鎖、人員削減の発表などでの雇用不安の深刻化は、全体的に仏の姿勢を固いものにしている。工場閉鎖計画に関して仏政府が専門家に依頼した調査報告書（9月）の中にも、日本とのFTAがPSAの不振をさらに深刻化させる可能性が言及されている。こうした中仏政府は、PSAへの大規模な金融支援を検討しており、既に独産業界が警戒感を強めているが、欧州委員会がこの措置を是認するかどうか大きな影響がある。

（注）食品安全委員会ブリッソン調査会では、仏蘭米加の30か月齢までの輸入解禁は現在都のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるとし、輸入規制緩和を事実上容認する評価書案がまとめられた。パブコメ（10月上旬まで）を経て厚生労働省に答申した。今後輸入緩和への手続きが行われる見込み。

⑤ 欧州産業界

2011年7月の経団連ミッション訪欧の際に、EU首脳及び欧州産業界と会談で合意された業界間対話は、2011年秋以降本格化。自動車、電機、鉄道事業者間などでも会合が持たれ、欧州側の予想を上回る成果を上げた。3月には、経団連、ビジネスヨーロッパの声掛けで、各産業団体を集めた会合が実施された。自動車、電機、化学、医療機器、繊維、食糧、サービス各業界が参加。全体的にFTA交渉については前向きなコメントが多かった。

欧州側からの具体的な要望としては、オープンなメンタリティの必要性（化学）、規制の国際基準への適合（自動車）、第三国での規制への対応での協調（電機）、品質管理・ラベル・試験データ活用などの相互承認、ソフトウェアの標準化（以上、医療機器）、ラベリング・規制物質・靴の quota と高関税率（以上、繊維）、牛肉や酪農製品など一部品目の高関税・添加物のための一部チーズの輸出不可（以上、食糧）、日本郵便・通信・保険・銀行の閉鎖性・自治体の規制（以上、サービス）などが挙げられた。

4月上旬の BRT では、スケーピング作業の加速と EU 側のマニフェスト取得手続きを促す声明が発表され、徐々に前向きな動きが増大したが、5月以降の自動車業界はさらに強力な活動を実施。自動車部品業界を巻き込んで EIA への反対を示す声明を発表し、それを踏まえた文書をビジネスヨーロッパからも発出させた。

しかし、日本産業界からの声掛けなども功を奏し、7月に EPP（欧州議会の1会派）が開催したワークショップでは、多くの産業界が参加し、自動車業界以外の欧州産業界はすべて賛成した。さらに、IT 業界などからのインプットにより、9月のモイラ委員長主催の欧州議会セミナーに際しては、IT、化学、貿易、サービス、商業、スポーツ用品、食品、文化、ロベリング、医薬品の10業界が連名で交渉開始を求める声明を発表した。なお、エンジニアリング業界は、FTA には全般的に賛成だが、日本との FTA については関心が限定的との声明を9月に発出した。

唯一の反対派となっているのは自動車業界（ACEA）だが、中でも特に aggressive なのは、7月に工場の一部閉鎖と8000人規模の人員削減を含む組織再編計画を発表した PSA、7月に伊の1工場の閉鎖を発表した FIAT など。経済の停滞と競争力のなさを踏まえた自らの業績不振によるリストアを理由に、新たな FTA に反対するという筋の通らない議論を展開している。また、米国に軸足を移しながら、クライスラーの会長を兼ねる FIAT のマルキオネ氏の動き、欧州での EIA 反対の先頭に立っている欧州フォードの動きなど、米国自動車業界の影響力が強く感じられる。

その ACEA は、9月の議会での日本に関するモニタリング会合に際して新たなペーパーを提示。自動車分野における日本の非関税措置（NTM）の努力不足、厳しい欧州の雇用情勢などを理由として、欧州理事会が日本との FTA 交渉の開始を認めないことを求めている。しかし、この文書の内容はかなり冷静でない説得力に欠けるものとなっており、自動車業界が孤立化しつつある。

⑥ 日本チームの活動

行政刷新会議に代表されるように、各省と官邸の連携、欧州における JETRO と外務省、産業界の団体の連携の下、ハイレベルの政府関係者や欧州産業界、議会へのインプットを続け、自動車業界の激しいロビーイングの下でも、一步一步交渉開始に向け前進してきている。特に、欧州委員会を納得させたこと、議会における姿勢の柔軟化、欧州産業界から賛成の声明などは大きな前進である。

欧州の産業界や有識者を相手にしたセミナーは、在外公館、JETRO など連携して頻繁に開催しており、3 月にはブリッセル及びロンドンにて日 EU ビジネスセミナーを開催。

最大の難関であるフランスでも、6 月には MEDEF セミナーに JETRO ロンドン所長が参加して EIA について議論。10 月にはシアンソ^①（大学）と JETRO の共催セミナー、ベルリンでの JETRO セミナーなどを開催している。

また、PR 資料の関係者間での共有とそのアップデートを METI、JETRO などの共同作業で進め、6 月には、簡潔版を独仏伊語に翻訳して JETRO の HP に掲載している。

（3）EIA のインパクト

全般的な EIA のインパクトについては、これまでの様々な分析をベースにした影響評価に関する文書を 7 月に欧州委員会が公表。コペンハーゲンエコノミクス^②の分析の多くの部分をオウライズ^③する内容となっており、野心的な自由化、日本と欧州がともに非関税障壁を同様に撤廃していくことが、双方にとって最大のメリットをもたらすとした。

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/july/tradoc_149809.pdf

分野別では、ECIPE が 2 月に自動車業界に対する EIA のインパクトに関するレポート^④をとりまとめた。ポイントは、

- ・欧州自動車危機は、輸入増加により起ったのではなく、技術力と競争力の減少、購買人口の減少による新車販売減少等が主な要因。
- ・グローバル市場での競争力向上には保護主義、補助金政策、政府の政策介入は逆効果。
- ・生産設備過剰を抱える欧州メカが問題。10 年前から生産性とイノベーションが減退。
- ・EIA が締結は世界 GDP の約 3 分の 1 を網羅し、経済効果大。
- ・EIA による大規模な経済市場へのアクセス、輸出効率性向上、技術革新やサプライチェーン改善は EU 自動車産業に加え他産業部門にも利益。
- ・輸入制限が産業の構造改革に貢献する、援助を求める企業に貢献すると言える経済的根拠は少ない。

また、仏が頻繁に指摘する日本の調達市場の閉鎖性に関しては、7月にフランスのマリノ教授が各国比較の報告書を発表。それによると、公表されているデータの分析によって、欧州が域外国から調達している比率は、日米などのそれを下回り、むしろ欧州の方が閉鎖的。日本との比較では、GDP がほぼ同規模となる独仏2国と比較しても、同様にここ数年独仏よりも日本の方が域外からの調達比率が高くなっている。

(4) 直近の動きとこれから

① 直近の動き

TPC では、欧州委員会が「日本との交渉開始を延ばすことは深刻な誤り」などと強い調子でマンドート取得に向けた議論を展開している。マンドート文書に多くの条件の書き込みを求める仏伊と、現在の案でよいとする他の国とに分かれてきた。特に、日本の非関税障壁の撤廃と EU の関税撤廃の同時性、1年後のレビュー条項の発動要件などについてのマンドート案の修正が焦点となっている。今後は仏伊と欧州委員会との間でのバイのやり取りと並行して、欧州委員会が妥協案（修正案）を TPC に提示。

10月の欧州理事会（首脳レベル）では、英国を中心とした働きかけにより、「今後数カ月で交渉を開始することを視野に、交渉指令への合意が得られることを求める」旨が挿入され、一歩前進となった。

欧州議会では、93の修正案をガック議員が集約した案で各党と調整。直前まで調整が続いたが、交渉開始を容認する内容の決議が10月11日のINTAで圧倒的多数で可決され、修正のない形で25日の本会議でも可決された。決議に当たっては、Digital Europeからのレターを含めINTA各議員への根回しを行うとともに、より幅広く欧州議会議員を説得するために、10月15日にはEIA特集を議会マガジンに掲載。多くの議員からのポジティブなコメントが掲載された。

<http://www.theparliament.com/digimag/issue356>のpp71-83

産業界では、10月中旬に日本経団連の欧州ミッションがベルギー、ドイツ、フランス、イギリスを歴訪し、首脳等と会談。ポジティブなコメントを得たが、フランスでは依然として鉄道、航空機、自動車などの意見を踏まえて慎重な意見が多かった。それでも、仏産業界の中には化学、ITなど、交渉開始を求める連名のレターを发出する動きがあるなど、「近々交渉がある」ことを前提に関心を持ち、声を上げ始める業界が増加している。

欧州委員会は、各国（特に仏伊）の説得に当たり、日本が約束したこと（特に非関税問題に関する行政刷新会議の報告書の内容）が着実に実施され

ることが最大の武器になると考えていることから、その動向に神経質になっている。

行政刷新会議の成果となった酒税卸売免許について、9月の通達改正の後、独逸ロ社が申請を行ったことや、また、閣議決定された自動車、通信、医療機器、医薬品、食品添加物等のNTMが12月末のフォローアップの対象となったこと、牛肉の輸入解禁に向けた手続きが着々と進んでいることなど前向きな動きがある反面、牛肉の輸入解禁がまだ実現しないこと、4月の行政刷新会議の内容から（閣議決定までに）実施時期を見直したものについて、4月の内容が履行されていないことなどをもって、進展が不十分との言いがかりをつける姿勢も見られる。

仏と欧州委員会（デグハ委員）との間での論争がヒートアップしており、仏側（モントペール大臣）は、10月23日の声明で、韓国の輸入急増に関する監視措置を適用しない欧州委員会の決定は遺憾として、日本とのFTA交渉開始に必要な条件に関しすべての関係者への意見聴取を近日中に行うと述べた。

② 今後の見通しと進め方

欧州委員会としてはマニフェスト文書に実現できない条件を書くつもりはなく、妥協案への各国の反応によって11月9日のTPC（貿易理事会の準備）で方向性を決められるかを見極めるとの姿勢。その結果11月の貿易理事会で決定できない場合には、12月の欧州理事会で政治的な意思を確認して先に進めることを念頭に置いている模様。欧州委員会と対立状態にある仏が、より長期の延期を求めるかどうか最大のポイントとなっている。

それだけに、牛肉の輸入解禁の具体的日程がはっきりしてくることや、仏政府の関係者への意見聴取に対し産業界が的確に反応することも重要度が高い。

また、欧州委員会は、その説得のためにも日本が約束したことを着実に実行することが、加盟国説得の最大の手掛かりになると考えており、11月末までに閣議決定に沿った何等かの「結果=実施」を示すことが重要。

さらに、農業分野は欧州側として産業界に期待が大きいので、「農業は問題ない」といったメッセージが日本から伝わることを欧州委員会は警戒しており、特に牛肉輸入をめぐる手続きやSPSを含め、厚生労働省の手続きの遅れが農業分野で大きな問題となるとの認識を有している。

議会との関係は、基本的には交渉開始を容認する決議が10月に示されたことから、マニフェスト取得前に議会の意見を聞くことができた形になった。

日 EU 定期首脳協議は、当初 2012 年春に予定されていたが、日本側が「交渉開始合意ができないのであれば、首脳協議を行っても意味がない」との戦略をとってきたことから、現時点でも開催時期が確定しておらず、2013 年に入ってからとなる可能性もある。

また、交渉期間について欧州委員会は、2013 年初から交渉を開始して、実質合意までに数年、その後、条文確定、仮署名、翻訳、欧州理事会の同意、署名、議会の批准、施行に 2 年弱を要するものと考えている。日本側としては、2013 年初から交渉を開始し、1 年半程度（欧州委員会の任期中）に実質合意まで進めることを目標とし、例えば 2015 年末までには施行といった時間感覚を共有して、EU 側に求めていくことが重要になる。EU 側の想定するようなゆっくりとしたタイムスケジュールでは、産業界の欧州への関心が薄れかねないことも着実に伝えていく必要がある。

交渉においては、日本産業界として日頃の活動における困難を解決するため、FTA に基づき設立される（ことが予定される）ビジネス環境委員会で議論することを念頭に、こまめに問題点を提起していく。

③ 最近の主要な動きと今後の主なスケジュール

- 10月9日 JETRO、シアンス[®] 共催の EIA セミナー@パリ
- 10月10日 欧州議会 国際貿易委員会（決議案採決）
- 10月11日 JETRO EIA セミナー@ベルリン
- 10月10-19日 経団連訪欧ミッション（ハローソ委員長、ファンロンハイ常任議長訪問）
- 10月15日 欧州議会マガジンに日本特集を掲載
- 10月18-19日 欧州理事会（首脳レベル）で前向きな結論文書発出
- 10月23日 欧州議会本会議で決議案を議論
- 10月24日 日伊ビジネスグループ@シリー
- 10月25日 欧州議会本会議で決議案を採択
- 10月29日～11月1日 欧州議会対日議員団が訪日
- 10月31日？ 貿易政策委員会（次長レベル）

- 11月5-6日 ASEM 首脳会議@ラオス
- 11月9日 TPC(局長レベル＝貿易理事会の準備)
- 11月14日 IFRI でのセミナー@パリ
- 11月22-23日 臨時欧州理事会（首脳レベル）（テーマは主に予算）
- 11月29日 貿易理事会

- 12月4-5日 日仏クラブ（産業間対話）

12月10日 外務理事会
12月13-14日 欧州理事会（首脳レベル）
未定 日 EU 定期首脳協議
1月 1日～ 議長国がアイルランドに

（５）主張すべき主なポイント

① 日本産業界の欧州の雇用への貢献

- ・自動車、電機の西ヨーロッパも含む幅広い投資と雇用機会の創出
- ・欧州の厳しい経済情勢の中でも東レやトヨタが投資拡大を発表
- ・欧州の日本車の 2/3 が現地生産で輸入車シェアは欧州車の日本でのシェアより小
- ・韓国との違い（拠点数、現地調達）

② NTM での実績

- ・行政刷新会議報告の閣議決定
- ・欧州の要望に応えた案件（牛肉輸入解禁に向けた 9 月のプリアン調査会報告、パブリックメ）
- ・セクター別会議の効果

③ 日本産業界の欧州への関心

- ・ユーロや経済の将来への不安
- ・完全にグローバル化した拠点の一部としての欧州、需要地近くでの生産体制
- ・アジアへのシフトの可能性、より早期に進む東アジア FTA
- ・人の移動への制約、雇用関連コスト、環境規制、国ごとに異なるルールの負担

④ 日本との FTA のメリット

- ・マクロ経済効果（7月18日に欧州委員会が発表）
- ・対日輸出だけでなく、欧州への投資・雇用の増大可能性
- ・企業間連携によるイノベーション
- ・アジア市場への拠点、基準面での中国の台頭へのけん制

⑤ その他

- ・日本が5月以降5月連続で対欧州で貿易赤字になった状況
- ・欧州の調達の方が閉鎖的との研究
- ・日本の欧州の金融危機対策への貢献（EFSF 債、IMF）
- ・欧州自動車産業の競争力に関する ECIPE の分析

参考資料 1 産業政策に関するコミュニケーション文書

(2012 年 10 月欧州委員会) のポイント

1. 4つの柱

- 1) R&D やイノベーションへの新たな投資の円滑化
- 2) 域内市場の機能強化と国際市場の自由化
- 3) 金融への適切なアクセスの確保
- 4) 人材と技能への投資の増加

2. 新技術、イノベーションへの投資の円滑化

(1) 6つの優先行動ライン

- ① **clean production** のための先進製造技術のためのマーケット
 - ・ 欧州委員会は、2013 年にタスクフォースを主導。
- ② **key enabling technologies(KETs)**のためのマーケット
 - ・ **KETs** (ナノエ、先進材料、工業化バイオ、フォトニクス、ナノテク、先進製造システム) のための欧州戦略を実施 (政策ツールの簡潔化、協調行動、貿易措置の活用など)
- ③ バイオベースの製品のマーケット
 - ・ 標準の開発、国際的認知、ラベリングやグリーン調達への推進
- ④ 持続可能な産業政策、建設、及び原材料
 - ・ 建設 **product** や **process** への持続可能性基準の開発 (2013-14)
 - ・ エネルギー効率の高い建物の **PPP** の枠組みでの具体的活動
 - ・ 特定のエコデザイン規則の実施、エネルギーラベルの見直し (2012-)
 - ・ 廃棄物政策のレビュー (2014) を通じたリサイクル市場の拡大と回収率の増加
 - ・ 2012 年 11 月に原材料のイノベーションパートナーシップの開始
- ⑤ 環境自動車
 - ・ 充電設備などによるプラグイン **EV** や **HV** の市場化をサポート。
 - ・ 代替燃料戦略の発出。
 - ・ 水素、燃料電池の **PPP**、グリーンカーの **PPP** のフォローアップ
- ⑥ スマートグリッド
 - ・ スマートグリッド **component** の開発目標の設定。

- ・環欧州エネルギーインフラのプロジェクトの特定。

(2) 追加的な措置

域内市場の規制枠組みの改善、イノベーション活動の協調、需要リートのイノベーションの推進などのため、

- ・欧州のイニシアティブな製品サービスへの需要喚起の計画の開発と実施
- ・ **workplace innovation** に関するネットワークの創設
- ・標準化システムが時代の要請にマッチしているか否かの検証（2013 年）

3. 市場アクセス

(1) 域内製品市場の改善

- ・製品安全、市場監視パッケージの採択（2012 年中）
- ・アルミ、石油精製分野のフィットネスチェック
- ・防衛産業の競争力と防衛市場の効率性を支援するための包括戦略（2013 年 4 月まで）
- ・安全保障、宇宙分野の域内市場統合の加速のためのイニシアティブの導入
- ・医薬産業の競争力強化のための政策戦略アジェンダの開始
- ・ハイレベルのビジネスサービスグループの創設（2012 年末まで）

(2) 起業の促進

- ・2012 年 11 月に起業行動計画を提案
- ・ウェブ起業家の支援のための行動目標の提案（2013 年 3 月まで）

(3) 技術、統一特許、知財保護のための域内市場

- ・細分化されている営業秘密保護の枠組みを検証し改善策を模索
- ・2013 年に専門家会合の結論を得て、IPR の valuation と開示方法を検討

(4) 国際市場

- ・特に中小企業のため、TBT 通報手続きの可視性を増大
- ・原材料外交のさらなる進展
- ・第三国での知的財産法の執行へのサポート
- ・国際的な規制協力と convergence の推進

4. 金融、資本市場へのアクセス

(1) 資本へのアクセスの円滑化のための公的機関のサポート

- ・欧州投資銀、欧州投資ファンドと協力して、HORIZON2020 や COSME 計画に向けられたリソースへの投資のためのより効率的、効果的な金融措置の実施
- ・EIB の融資能力の拡充（2013 年のできるだけ早期）

(2) 資本市場へのアクセス

- ・中小企業の金融へのアクセスの多様化、円滑化を検証（2012 年中）

- ・欧州ベンチャーキャピタルファンド規制の提案の早期採択
- ・ベンチャーキャピタルの越境投資への税の障害に関する検討の完成（2012 年中）

5. 人材の役割

（1）現在の課題としての雇用創出

- ・欧州の雇用サービスネットワークの改善
- ・トレーニングのための枠組み策定

（2）構造改革のための技能やトレーニングへの投資

（3）求人などへの予見可能性

- ・技能と仕事のマッチングのため、欧州多言語職業分類の開発、分野別技能理事会及び同盟の創設
- ・標準化された技能の認定計画の推進（2013-14）

6. 結論（ガバナンスと目標）

これら活動の適切な実施のため

- ・固定資本形成の GDP 比を 2015 年までに危機前水準、2020 年に 23%に。
- ・域内市場での製品の貿易を 2020 年までに GDP の 25%（現在 21%）に。
- ・e-commerce を行う小企業の数 2015 年までに 33%増加。

することを目標とし、これらにより、GDP における industry の比率を現在の 16%から 2020 年までに 20%に引き上げる。

ガバナンスには多くの改善すべき点がある。

参考資料 2 ; EU と日本の貿易関係に関するインパクト分析レポート（欧州委員会 12 年 7 月）

1. まえがき（手続き面、タイミング）

過去の研究に加えて行った分析（より詳細な NTM 撤廃の貿易投資効果、雇用、CO2 排出などへの影響）の説明など

2. 問題定義

- （1）低迷する日 EU 間の貿易とその要因
- （2）現状の問題点：潜在力を生かせていない、消費者への悪影響、労働コストや厚生への影響
- （3）問題点を生む原因：関税、日本の非関税（化学、自動車、医療機器、加工食品、輸送機器、通信、金融が最も影響を受けている）、欧州の非関税（医薬のラベリング、医療機器の登録、バイの協議の不足、事不十分ン亜規制協力、基準、鉄道を含む調達での障壁）
- （4）EU の政策的介入の必要性

3. 目的

- （1）一般的な目的：バイの関係の発展
- （2）EU の実質的な目的
 - ① 関税撤廃、非関税障壁の撤廃、差異の解消
 - ② 主要サービスセクターの開放、平等な競争条件の実現
 - ③ 透明性の向上
 - ④ 投資保護
 - ⑤ 競争法の強化
 - ⑥ コーポレートガバナンスの強化
 - ⑦ 調達市場の開放
- （3）日本の実質的な目的
 - ① 関税撤廃
 - ② サービス、原産地規則、基準策定への参加、相互承認、規制調和など
- （4）既存の EU 政策との一貫性

4. 政策オプション

- （1）オプション A ; ベースラインシナリオ＝政策変更なし
- （2）セクター別合意の拡大の分析
- （3）オプション B : 日 EU の FTA
 - 保守的か野心的か＝日本側非関税撤廃のレベルが 20%か 50%か

対称的か非対称的＝EU も日本と同じレベルの撤廃か日本の 3 分の 1 か
によって 4 つのケースに分類。

5. インパクト分析(Copenhagen Economics)

(1) 全般及びセクター別

		変化率 (%)			
		保守的		野心的	
		非対称的	対称的	非対称的	対称的
GDP 拡大	EU	0.34	0.75	0.79	1.88
	日本	0.27	0.27	0.67	0.67
輸出 全産業	EU 対世界	1.2	2.7	2.8	6.7
	EU 対日	22.6	23.7	32.7	n.a.
	日本対 EU	17.1	18.0	23.5	n.a
加工食品	E→日	182.6		202.2	
	日→E	36.7		45.8	
化学	E→日	21.9		51.8	
	日→E	9.7		3.4	
自動車	E→日	8.2		18.1	
	日→E	24.6		28.2	
その他輸送機器	E→日	20.6		47.3	
	日→E	31.1		50.4	

自動車については、ベースラインと比較で自動車のアウトプットは減少するもののベースラインとの差は 0.6-0.9%、雇用も 0.1-0.4%の減少にとどまる。

(2) 環境効果；CO2 排出増大効果はほぼゼロ

(3) 社会的影響：双方とも厚生は増大（EU で 0.3-1.8%）、分野別では電子機器の雇用が最大で 7%増大（EU）

(4) 人権への影響はなし。単純化と行政コストの減少は双方にメリット。

6. 政策オプションの比較

オプション A では実質的も区的を達成できず、オプション B は GDP、雇用、賃金、競争力などの面で効果。

7. モニタリングと評価

29 の指標を目的に沿って提示。

